

第2章 まちづくりの基本指針各論

基本指針 1

地域の特性を見つめなおし、
産業と交流がさかんなまちづくり

基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり

| 基本施策 | 施策 | 施策の展開 |
|--------------|--------------|--|
| (1) 商工業の再興 | 地場産業の支援 | 1 基盤技術産業の高度化の推進 2 販路開拓の支援 3 復興特区・特措法の利用促進 |
| | 企業誘致の推進 | 1 企業誘致のための工業基盤の整備 2 戦略的な企業誘致活動の推進 |
| | 街なかの活性化 | 1 商工会議所・商工会との連携及び商業関係者への支援 2 街なか賑わいの創出・環境整備対策への支援 |
| | 地域における創業支援 | 1 起業支援体制の充実 2 起業家の人材育成支援 |
| | 雇用促進と就労支援 | 1 地域就労支援の充実 2 人材育成による技能水準の向上と雇用機会の拡大 3 仕事と子育ての両立が可能な環境醸成 |
| (2) 農林水産業の再興 | 農業の再生と振興 | 1 農畜産業の生産基盤の整備 2 生産性の高い農畜産業の推進 3 担い手及び青年就農者の育成 4 施設園芸作物など新たな農業への転換と安心安全な農畜産物の生産 5 有害鳥獣対策の推進 6 農地防災対策の推進と農村環境の保全向上 7 6次産業化の推進 |
| | 森林の再生と活用の推進 | 1 森林の公益的機能回復と放射線量低減 2 造林、樹種転換の促進 3 森林整備により産出された資源の有効活用 |
| | 水産業の再生と振興 | 1 漁業関連施設等の生産基盤の整備 2 水産物資源の維持・増殖と漁業担い手の育成・確保 |
| (3) 観光交流の推進 | 野馬追を核とした観光開発 | 1 相馬野馬追の振興 2 観光ルートの確立と観光物産品のPR強化 3 観光交流施設の活用 |
| | 交流人口の拡大 | 1 各種交流の促進 2 交流活動団体等への支援充実 3 友好都市間交流の充実 4 観光交流情報の発信充実 5 ふるさと回帰の促進 6 多彩なツーリズムの促進 |

1 - (1) -

地場産業を支援します

現状と課題

本市では、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、多くの事業所が一時閉鎖し、市内事業所においては休業・廃業・移転を余儀なくされるとともに物流が断絶され、受注生産量が大幅に減少しました。

このことから、市内の企業では減少した受注生産量の回復のために、技術開発や生産効率を上げ、新商品開発、販路拡大を進めるための支援が必要となっています。また、市内の企業が自らの経営資源を活かし、環境変化に対応した持続可能な経営が図られるよう、経営革新や技術力向上に向けた取り組みへの支援も課題となっています。

施策の展開

1. 基盤技術産業の高度化の推進

基盤技術の高度化を推進するため、工作機械設備導入や従業員の技術水準向上のための研修等に対する助成を行います。また、基盤技術産業全体の底上げを図ります。

- 主な取組
- ・ 工作機械等購入への助成
 - ・ 大学等と連携した試作品開発、研究・技術開発に対する助成
 - ・ 南相馬ロボット産業協議会や南相馬機械工業振興協議会への支援
 - ・ 各種助成制度のPR

2. 販路開拓の支援

国・県の販路開拓支援相談窓口や市内の商工業活動支援にかかる関係機関と連携し、受注拡大支援に努めます。

- 主な取組
- ・ 商工業活動支援にかかる関係機関と連携した受注拡大支援

3. 復興特区・特措法の利用促進

ふくしま産業復興投資促進特区、福島復興再生特別措置法による課税特例の利用促進による、被災事業者の復興支援に努めます。

- 主な取組
- ・ ふくしま産業復興投資促進特区の利用促進
 - ・ 福島復興再生特別措置法による課税特例の利用促進

成果指標

| | | | |
|--------|---------------|-------------|----------|
| 施策の指標名 | 製造業における製造品出荷額 | | |
| 現 状 値 | 5 4 6 億円 | 平成 31 年度目標値 | 7 0 0 億円 |

1 - (1) -

企業の誘致を推進します

現状と課題

本市では、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、多くの事業所が一時閉鎖し、市内事業所においては休業・廃業・移転を余儀なくされるなど、約7千人の雇用が失われ、市民の雇用の場は大幅に減少しています。

このことから、工業団地を造成し、既存企業の規模拡大や新たな企業誘致による雇用の場の確保が必要となっています。

施策の展開

1. 企業誘致のための工業基盤の整備

多種多様な企業の立地に対応できるよう、大規模な工業団地を造成します。

主な取組 ・ 工業団地の造成

2. 戦略的な企業誘致活動の推進

本市の優位性をPRするガイドブック等を作成し、企業立地セミナーへの参加や企業訪問、トップセールスなどにより工業団地への企業立地を推進します。また、企業立地に係る優遇措置のPRを推進します。

主な取組 ・ 企業セミナー参加や企業訪問、トップセールスなどによる誘致活動
 ・ 南相馬市の優位性をPRするガイドブックの作製
 ・ 企業立地に係る優遇措置（特区・特措法による課税の特例や利子補給制度）のPR推進

成果指標

| 施策の指標名 | 震災以降の立地企業数（既存企業の増設含む） | | |
|--------|-----------------------|-------------|------|
| 現 状 値 | 6 社 | 平成 31 年度目標値 | 40 社 |

1 - (1) -

街なかを活性化します

現状と課題

本市の商業を取り巻く環境は、郊外型大型店の進出、都市間競争の激化、消費者ニーズの多様化などに加え、店主等の高齢化、後継者不足もあり、厳しい現状にあります。

また、震災に伴い市民の多くが市外に避難しており、加えて商圈である双葉郡町村においても住民が避難していることから、働き手不足により経営が困難な状況となっており、商店、従業員の減少によって、空き店舗の増加など中心部商店街の空洞化現象が顕著になっています。

このことから原町区の中心市街地や小高区、鹿島区の駅前地区市街地に集中する商店街の魅力の向上は街の経済活力の源と捉え、「行ってみたい」と思える機能の集積が必要であり地域の独自性を生かした施策推進による中心市街地の活性化が課題となっています。

施策の展開

1. 商工会議所・商工会との連携及び商業関係者への支援

商業の活性化を図ることや地域内定住環境の整備や民間資本の誘導を検討しながら中心市街地の地域住民、事業者などによる社会的、経済的、文化的活動が活発に行われる活力ある地域経済社会を確立します。

- 主な取組 ・ 共同化、協業化等による商業機能の充実の促進
- ・ 商店街などの組織育成・強化や経営指導
- ・ 中小企業融資制度の充実

2. 街なか賑わいの創出・環境整備対策への支援

商業の集積は「まち」全体の賑わい創出に繋がることから、空き店舗対策などにより活性化を図り、市外や郊外からの回遊・誘導も図られる吸引力のある基盤づくりを進めます。

- 主な取組 ・ 空き店舗対策の強化
- ・ 商店街が実施するソフト事業の支援

成果指標

| 施策の指標名 | 商店会加盟店数 | | |
|--------|---------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 297 店 | 平成 31 年度目標値 | 330 店 |

1 - (1) -

地域における創業を支援します

現状と課題

東日本大震災において、本市の沿岸部は津波により壊滅的な被害を受け、加えて福島第一原子力発電所の事故により、市内の多くの事業所で休業・廃業、市外への事業所移転、従業員の解雇を余儀なくされました。

このような状況の中、国において平成26年1月に産業競争力強化法が施行され、市町村は民間創業支援事業者と連携し、地域の創業支援体制の強化を図る取り組みを支援することとなりました。本市においては、震災によって失われた企業と雇用を取り戻すため、企業者の発掘や創業支援体制の構築、インキュベーション施設の整備などにより、地域経済に新たな活力を生み出す成長分野への事業創出を促進する必要があります。

施策の展開

1. 起業支援体制の充実

起業を支援する各団体との連携や、インキュベーションマネージャーの育成支援、施設の整備を行い、起業を支援する体制の充実を図ります。

主な取組

- ・ゆめサポート南相馬と相双NPOセンターとの連携・支援
- ・インキュベーション施設の整備
- ・インキュベーションマネージャーの育成

2. 起業家の人材育成支援

基礎知識等を習得させるための企業セミナーの開催やインキュベーション入居による創業支援、HPや広報紙による起業希望者の発掘を行い、人材育成を図ります。

主な取組

- ・基礎知識等を習得させるための企業セミナーの開催
- ・インキュベーション入居による創業支援
- ・HPや広報紙による起業希望者の発掘

成果指標

| 施策の指標名 | 起業件数（年間） | | |
|--------|----------|-----------|---------|
| 現 状 値 | 1～5件程度 | 平成31年度目標値 | 6～10件程度 |

雇用促進と就労支援に取り組みます

現状と課題

本市では、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に伴う避難などにより、生産年齢人口が大きく減少したことや復興関連産業における求人募集の急増により、建設業、卸売・小売業、医療・福祉などの産業では慢性的な人手不足が生じています。一方で、職種別の求人状況においては、就労希望の多い事務系などの職種で求職者が求人を上回るなど、求人と求職のミスマッチが発生しています。

このことから、求人と求職のマッチングを進めるとともに、潜在する労働力の掘り起こしや市外の就労希望者の市内事業所への就労及び求人の多い職種への就業に必要な技能の習得支援など、人材育成を実施することで市内事業所への就業を促進することが必要となっています。

さらに子育てと仕事を両立しやすい職場づくりへの企業支援などを通して、子育て世代がより働きやすい環境整備を促進することが求められています。

施策の展開

1. 地域就労支援の充実

求人求職マッチングを行い、市内事業所への就業促進に努めます。また、市内に潜在すると思われる労働力の掘り起こしや他地域からの市内就業支援を推進し、地域での就労支援に努めます。

- 主な取組
- ・ 求人求職マッチング
 - ・ 市内事業所への就業促進
 - ・ 市内に潜在すると思われる労働力の掘り起こし
 - ・ 他地域からの市内就業支援

2. 人材育成による技能水準の向上と雇用機会の拡大

職業能力開発過程を強化し、基本的技能や先端技能を習得する機会を設けることで、技能水準の向上を目指し雇用機会の拡大を図ります。

- 主な取組
- ・ 職業能力開発過程の強化と充実
 - ・ 基本的技能並びに先端技能習得機会の充実

3. 仕事と子育ての両立が可能な環境醸成

子育てしている男性・女性ともに働きやすい職場づくりに取り組む企業へ支援を行い、仕事と子育ての両立が可能な環境づくりを推進します。

主な取組 ・子育てしている男性・女性ともに働きやすい職場づくりに
取り組む企業への支援策の推進

成果指標

| 施策の指標名 | 市内の有効求人倍率 | | |
|--------|-----------|-------------|--------|
| 現 状 値 | 2.89 倍 | 平成 31 年度目標値 | 1.24 倍 |

農業の再生と振興に取り組みます

現状と課題

東日本大震災により、本市では多くの農地や農業用施設が被災しました。また、福島第一原子力発電所事故に伴い、農地や農畜産物等が放射性物質により汚染され、一部の農畜産物には摂取制限や出荷制限が行われています。このため、津波による被害や原発事故に伴う避難生活、農畜産物の摂取制限等により、生産者の営農意欲が低下するとともに、農地周辺に現れ農作物に被害を与える有害鳥獣が増加しています。さらに、農業基盤の整備が遅れている地域では、小区画の農地、狭隘で未舗装の道路、用排水兼用の土水路などの悪条件のため、生産性が低く、営農に多大な労力を要しています。

このことから、生産基盤である農地や農業用施設の整備を進め、災害対策や農地の利用集積を図るとともに、地域の農業の核となる担い手や、集落営農体制を確立し育成する必要があります。また、放射性物質の汚染に対しては、農地等の除染を進めるとともに、吸収抑制対策や検査体制の確立、施設園芸など新たな農業への転換を進める必要があります。さらに、営農再開へ向けた有害鳥獣対策の強化や、農村環境の保全向上を進めるとともに、産地間競争や国際化に対応するため、農業経営体の育成や特産品の開発、農畜産業の6次産業化なども課題となっています。

施策の展開

1. 農畜産業の生産基盤の整備

農地大区画化やかんがい排水施設の整備など、農業生産基盤の整備を推進します。

- 主要な取組み
- ・農地や農業用施設の復旧
 - ・大区画ほ場整備の推進
 - ・かんがい排水施設等の整備

2. 生産性の高い農畜産業の推進

農地の利用集積や機械化作業体系の確立、低コスト営農技術の普及により、生産性の高い農畜産業を推進します。

- 主要な取組み
- ・農地流動化の促進
 - ・機械化作業体系の確立
 - ・低コスト営農技術の普及

3. 担い手及び青年就農者の育成

地域の農畜産業の核となる担い手として、認定農業者や青年就農者、農業生産法人の育成を進めます。

- 主要な取組み
- ・ 認定農業者の育成
 - ・ 青年の就農や就農後の定着に対する支援
 - ・ 農業生産法人の設立への支援

4. 施設園芸作物など新たな農業への転換と安心安全な農畜産物の生産

施設園芸作物の生産など新たな農業への転換を進めるとともに、放射性物質の吸収抑制対策と検査体制の確立により、安心安全な農畜産物の生産を推進します。

- 主要な取組み
- ・ 花卉・野菜等の施設園芸作物の生産振興
 - ・ 放射性物質の吸収抑制対策の実施
 - ・ 農畜産物の放射性物質検査体制の確立
 - ・ 農業用水等における放射性物質の調査や対策

5. 有害鳥獣対策の推進

捕獲活動や農地への侵入防止など有害鳥獣対策を進めるとともに、野生鳥獣の生息環境対策の実施など新たな手法の導入を進めます。

- 主要な取組み
- ・ 捕獲活動の強化や効率化の推進
 - ・ 農地への進入対策や野生鳥獣の生息環境対策の実施

6. 農地防災対策の推進と農村環境の保全向上

湛水防除施設の整備や老朽ため池の改修、海岸保全施設の整備など、農地防災対策を推進するとともに、農業用施設の維持管理や農村環境の保全を図るための地域共同活動を促進します。

- 主要な取組み
- ・ 湛水防除施設や海岸保全施設の整備
 - ・ 老朽ため池の改修
 - ・ 農業用施設や農村環境を維持する共同活動への支援

7. 6次産業化の推進

地域の農畜産物を活用した6次産業化を推進します。

- 主要な取組み
- ・ 地域の農畜産物を活用した6次産業化の推進

成果指標

| | | | |
|--------|--------------|-------------|---------|
| 施策の指標名 | 認定農業者数 | | |
| 現 状 値 | 328 経営体 | 平成 31 年度目標値 | 370 経営体 |
| 施策の指標名 | 大区画ほ場整備の実施面積 | | |
| 現 状 値 | 1,257ha | 平成 31 年度目標値 | 2,443ha |

1 - (2) -

森林の再生と活用を推進します

現状と課題

本市では、福島第一原子力発電所の事故により市内の森林が広範囲にわたり放射性物質で汚染されています。その影響により森林整備が停滞し、森林の有する水源かん養や山地災害防止等の公益的機能や林業生産活動が停滞・低下している状況にあります。

このため、市内の森林再生のために、森林の放射線量低減や公益的機能の回復、森林整備で発生する資源の利活用などが課題となっています。

施策の展開

1. 森林の公益的機能回復と放射線量低減

森林の間伐、路網整備等を実施し、森林の公益的機能回復と放射線量の低減に努めます。

主な取組 ・ 森林の間伐・路網整備等の実施

2. 造林、樹種転換の促進

民有林において森林整備を行う者に対しての支援を行い、造林、樹種転換の促進を図ります。

主な取組 ・ 民有林における森林整備に対する支援

3. 森林整備により産出された資源の有効活用

官民共同による利活用推進協議会を設置し、資源の利活用について検討します。

主な取組 ・ 官民共同による利活用推進協議会を設置

成果指標

| 施策の指標名 | 森林整備（間伐等）の実施面積 | | |
|--------|----------------|-------------|--------|
| 現 状 値 | 0ha | 平成 31 年度目標値 | 1100ha |

1 - (2) -

水産業の再生と振興に取り組みます

現状と課題

東日本大震災により、真野川漁港は甚大な被害を受け、漁船や漁業者が減少しているとともに、現在は普通操業ができないため、モニタリングや試験操業、海中のがれき撤去事業等に従事しているのが現状です。

また、鮭増殖事業では施設の破損などの被害を受けており、淡水魚放流事業では、平成23年4月の出荷制限指示以降、事業が停止している状況です。

このため、漁港基盤の整備及び水産物共同利用施設の復旧など漁港機能等の回復を進めるとともに、漁業者の漁業離れを防ぐための操業意欲の喚起や、今後の南相馬市の漁業を担う後継者の育成が課題となっています。

また、内水面漁業については、水産資源の維持及び増殖のための事業の再開が課題となっています。

施策の展開

1. 漁業関連施設等の生産基盤の整備

漁港における荷さばき施設など水産物共同利用施設の整備を推進します。

主な取組・水産物共同利用施設の復旧

2. 水産物資源の維持・増殖と漁業担い手の育成・確保

漁業や鮭増殖、淡水魚放流の再開に向けた活動を支援するとともに、漁業後継者の育成を図ります。

主な取組

- ・ 鮭増殖及び淡水魚放流の活動に対する支援
- ・ 漁業後継者の育成
- ・ 漁業再開に向けた活動への支援

成果指標

| 施策の指標名 | 漁獲量 | | |
|--------|------|-----------|---------|
| 現 状 値 | 50 t | 平成31年度目標値 | 1,500 t |

相馬野馬追を核とした観光開発に取り組みます

現状と課題

本市を代表する観光資源である国指定重要無形民俗文化財の相馬野馬追は、風評による観光客の減少が心配されましたが、曜日固定の開催日変更とマスコミ等の被災地報道や誘客PRの効果で知名度が広がり、東日本大震災後においても観覧者数は安定しています。また、本市を訪れる観光客等については、震災や福島第一原子力発電所事故の被災状況の現状視察、研修等ニーズが1年を通してあることから、団体ツアーの誘致やボランティアガイドの活用などを行っています。一方、本市が全国に誇っていた山・川・海などの自然環境は、震災により大きな被害を受けました。

今後は、相馬野馬追を核とした観光資源や道の駅など観光交流施設を有効に活用し、1年を通して観光産業面での経済効果をもたらすことができるよう、強化していくことが課題となっています。さらにサーフィンや海水浴を中心とした海岸活用など、観光資源の回復や新たな観光資源の発掘が求められています。

施策の展開

1. 相馬野馬追の振興

振興競馬大会における観光客誘客イベントの開催や、機会を捉え相馬野馬追の公演を実施するなどし、首都圏等へ向けたPR活動を強化します。

主な取組 ・ 振興競馬大会における観光客誘客イベント、相馬野馬追公演の実施
・ 海外や首都圏、交流自治体へ向けたPR活動の強化

2. 観光ルートの確立と観光物産品のPR強化

国などの指定文化財を活かした観光ルートマップの作成・PRを行うとともに、新たな観光資源の発掘、観光ガイドの育成・活用、首都圏等での観光物産展の開催PRを強化します。

主な取組 ・ 国など指定文化財を活かした観光ルートマップの作成・PR
・ ボランティアガイドの育成活用
・ 首都圏等での観光物産展の開催PR
・ 観光資源の発掘
・ 新規集客イベントの開発

3. 観光交流施設の活用

道の駅やまちの駅（銘醸館）、サービスエリア、博物館、馬事公苑等施設の有効活用を図ります。

主な取組 ・道の駅やまちの駅（銘醸館）、サービスエリア、博物館等施設の有効活用

成果指標

| 施策の指標名 | 観光施設への入込み客数 | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 現 状 値 | 875,000 人 | 平成 31 年度目標値 | 1,250,000 人 |

1 - (3) -

交流人口の拡大を図ります

現状と課題

本市の交流事業において、震災後、全国の支援自治体から被災地である本市の物販展の招聘やスポーツ交流大会の参加招聘、子ども招待事業の支援が寄せられており、本市では経済復興を目指す事業者や交流人口拡大を図る団体に対する各種支援や、交流を継続している自治体からのスポーツ大会招待事業などを実施しています。

一方で、姉妹都市との相互学生派遣交流事業は、本市からの派遣のみ、また、友好都市との交流事業は、平成26年からの訪問団受入れ再開となっており、従前の相互交流の形態に至っていないのが現状です。

これらのように、本市からの派遣、参加、訪問が圧倒的に多く、相互交流の機会の減少が課題となっていると同時に、相互交流の活性化による人材育成や経済の活性化、本市のPR効果は大きいものと考えられることから今後は、震災後に災害時相互援助協定を締結した自治体や支援自治体等との各種事業の実施による相互交流人口の拡大が求められています。さらに、多彩なツーリズムを活用した交流人口の増加やふるさと回帰の促進など移住・定住のための受け皿づくりに取り組むことが必要となっています。

施策の展開

1. 各種交流の促進

災害時相互援助協定自治体や支援自治体とのスポーツ・レクリエーション、文化、経済部門等における相互交流機会の充実を図ります。

主な取組 ・スポーツ・レクリエーション等相互交流機会の充実
 ・文化、経済部門等における相互交流機会の充実
 ・復興大学による学生との交流の推進

2. 交流活動団体等への支援充実

スポーツ、文化、経済交流を図る各種団体等への支援の強化を図ります。

主な取組 ・スポーツ、文化、経済交流を図る各種団体等への支援の強化

3. 友好都市間交流の充実

姉妹都市や友好都市との相互派遣交流を促進します。

主な取組 ・姉妹都市や友好都市との相互派遣交流の促進

4. 観光交流情報の発信充実

観光交流施設での地域情報やイベント情報発信の強化を図ります。

主な取組 ・観光交流施設での地域情報やイベント情報発信の強化

5. ふるさと回帰の促進

田舎暮らしを希望する人々に対し、受け入れ体制などの情報発信を行います

主な取組 ・ふるさと回帰支援センターとの連携・支援

6. 多彩なツーリズムの促進

サーフトーリズムやグリーンツーリズムなど多彩なツーリズムを推進します。

主な取組 ・サーフトーリズム、グリーンツーリズムの促進

成果指標

| 施策の指標名 | 観光イベント、体験交流事業参加者数 | | |
|--------|-------------------|-------------|-----------|
| 現 状 値 | 230,000 人 | 平成 31 年度目標値 | 375,000 人 |

基本指針 2

健康で安心して暮らすことが
できるまちづくり

基本指針 2 健康で安心して暮らすことができるまちづくり

| 基本施策 | 施策 | 施策の展開 |
|----------------|------------------------------|-------------------------------|
| (1) 子育て環境の整備 | 親と子の健康支援の充実 | 1 乳幼児期からの生活習慣づくり |
| | | 2 安心して妊娠・出産するための支援の充実 |
| | | 3 医療費の助成 |
| | | 4 発達支援体制の構築 |
| | 遊び場の拡充 | 5 地域医療提供体制の充実 |
| | | 1 子どもが安心して遊ぶことができる遊び場の整備 |
| | 子育てのサポート体制の充実 | 2 子どもの遊び環境の充実 |
| | | 1 子育て世帯への相談・支援体制の整備 |
| | 保育環境の整備 | 2 子育て世帯への情報発信 |
| | | 3 地域における子育て環境の整備 |
| | | 4 東日本大震災遺児等の支援 |
| | | 1 休園施設の再開と保育士等人材確保 |
| (2) 健康づくりの推進 | からだの健康増進 | 2 安心して子どもを預けられる環境の整備 |
| | | 1 生活習慣病予防対策の推進 |
| | こころの健康増進 | 2 健康づくりを推進する人材育成 |
| | | 3 検(健)診受診体制の充実 |
| | 安心して医療が受けられる環境の整備 | 4 健康的な生活習慣づくりの推進 |
| | | 1 こころの健康づくりの推進 |
| | 市立病院の機能の充実 | 2 自殺予防対策の推進 |
| | | 1 地域医療提供体制の充実 |
| | | 2 看護師等の確保策の推進 |
| | | 1 医療の提供と水準の向上 |
| | 介護保険制度の安定的運営 | 2 地域医療の連携 |
| | | 3 経営健全化の推進 |
| 4 被災地医療の推進 | | |
| 1 介護給付の適正化の推進 | | |
| 介護予防の充実 | 2 市民の介護保険料納付意識の啓発 | |
| | 1 介護予防の充実 | |
| | 2 高齢者の自助・互助の仕組みづくり | |
| 国民健康保険制度の安定的運営 | 3 認知症予防の推進 | |
| | 1 保健事業の実施 | |
| (3) 地域医療・介護の充実 | 除染の推進 | 2 財政の健全化 |
| | | 1 生活圏除染の推進 |
| | 健康管理対策の推進 | 2 汚染状況に応じた局所的な除染の実施 |
| | | 3 除染が完了した比較的線量が高い地域における再除染の実施 |
| | | 1 被ばく線量測定の実施 |
| | 放射線に関する情報の提供 | 2 放射線被ばくデータ分析の推進 |
| | | 1 モニタリング設備の充実 |
| | 地域福祉活動の推進 | 2 放射線に関する基礎知識の周知 |
| | | 1 高齢者世帯等の見守り活動の充実 |
| | | 2 地域の中で生きがいを持って暮らしていける環境の整備 |
| | | 3 身近な福祉課題の地域住民への意識啓発 |
| | | 1 地域包括ケアシステムの構築 |
| 高齢者福祉の充実 | 2 サービス環境の整備 | |
| | 3 高齢者の孤立予防対策と、地域全体での見守り体制の整備 | |
| | 4 高齢者の健康意識の向上と生きがいづくりの推進 | |
| | 5 高齢者の不安を解消するための相談窓口の充実 | |
| | 1 地域における支援体制の充実 | |
| 障がい者にやさしい環境の整備 | 2 安心して暮らせる生活環境の整備 | |
| | 3 社会参加の促進と自立への支援 | |
| | 4 障がい福祉サービスの充実 | |
| | 1 仮設借上げ住宅入居者の見守りの実施 | |
| 被災者支援の充実 | 2 被災者の生活再建の取り組みへの支援 | |
| | 3 市外避難者への情報提供の実施 | |

2 - (1) -

親と子の健康支援の充実を図ります

現状と課題

これまで本市では、子どもの健やかな成長や子育て支援のために、妊娠早期からの健診や出産後の保健指導、乳幼児健診、育児相談事業などを実施してきました。また、小児科の初期救急医療を再開し、休日夜間診療を実施するとともに、18歳までの医療費無料化など、子どもを取り巻く医療の充実に努めています。

しかし、震災後、乳幼児健診において食生活や生活習慣に課題のある子どもや、1歳6か月児及び3歳児健康診査で言葉の遅れや多動などで経過観察となっている子どもが増加傾向にあり、子どもの健やかな成長を促進するために、乳幼児こども医療費補助の継続とともに、乳幼児への発達支援体制や生活習慣の意識づけ、地域の医療機関との連携など、小児医療体制の充実を図ることが課題となっています。

施策の展開

1. 乳幼児期からの生活習慣づくり

子どもの健やかな成長を促進するため、乳幼児期からの生活習慣づくりを推進します。

主な取組 ・母子保健事業の推進

2. 安心して妊娠・出産するための支援の充実

安心して妊娠・出産するための支援を充実させます。

主な取組 ・妊婦一般健康診査、妊婦健康診査料助成の充実
・相談体制の充実

3. 医療費の助成

安心して子育てを行えるようにするため、経済的負担を軽減するための各種医療費の助成を行います。

主な取組 ・乳幼児こども医療費助成事業の推進
・未熟児養育医療費助成事業の推進
・ひとり親家庭医療費助成事業の推進

4．発達支援体制の構築

乳幼児健診の経過観察児へのフォロー体制を含めた発達支援体制の充実を図ります。

主な取組 ・母子保健事業の推進
 ・のびのび発達支援事業の推進

5．地域医療提供体制の充実

安心して子育てを行うため、地域医療提供体制の充実を図ります。

主な取組 ・相馬郡医師会、市内病院等との連携による地域医療の充実

成果指標

| 施策の指標名 | 1歳6か月健診対象者に対する受診者数と把握数の合計の割合 | | |
|--------|------------------------------|-----------|--------|
| 現 状 値 | 97.9% | 平成31年度目標値 | 100.0% |

2 - (1) -

遊び場を拡充します

現状と課題

本市では、震災以降、放射線に対する不安感から外遊びの機会が減ったことや屋外での運動制限等があったことから、体力の低下やふとりすぎの児童が増えています。

安心して屋外でも遊べるように公園の除染を行うとともにモニタリングポストを設置していますが、市内の団体からは屋内の遊び場建設についての要望書が上がり、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査では、3人に1人が「乳幼児の遊び場の整備」を求めるなど、安心して遊べる遊び場整備に対する市民のニーズが高まっています。

このように、屋外で遊ぶことに対して不安を抱いている保護者がいることから、屋外の遊び場の安全性を周知することや屋内屋外を問わずに安心して遊べる環境の整備が課題となっています。

施策の展開

1. 子どもが安心して遊ぶことができる遊び場の整備

屋内、屋外を問わずに、子どもが安心して遊ぶことができる施設や環境の整備や周知を行います。

主な取組 ・子どもの遊び場整備事業の推進
・公園の整備及び改修

2. 子どもの遊び環境の充実

子育て団体等の活動に対し助成することにより、子育て団体の活動の活性化や子どもの遊びの充実を図ります。

主な取組 ・子育て応援基金助成事業の推進

成果指標

| 施策の指標名 | 健康診断結果（栄養状態でふとりすぎの児童：8歳） | | |
|--------|--------------------------|-----------|----------|
| 現 状 値 | 16.4% | 平成31年度目標値 | 7.7%を下回る |

子育てのサポート体制を充実させます

現状と課題

本市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う避難により、市内で生活する子どもの数が大きく減少しています。

また、震災により親を亡くした遺児等や長引く避難生活によってコミュニティや家庭環境が変化し、子育て世帯が孤立するなど、子どもと親を取り巻く環境が大きく変化し、さまざまな対策や支援が求められています。

このような現状を踏まえ、安心して子育てを行うために、相談・支援体制の充実や避難中の子育て世帯に対する情報発信、さらには東日本大震災遺児の生活の安定のための支援が課題となっています。

施策の展開

1. 子育て世帯への相談・支援体制の整備

子育て世帯が孤立しないような、相談や支援体制の整備を行います。

主な取組 ・子育て支援センターの活用
・子育て応援基金助成事業の推進

2. 子育て世帯への情報発信

子育て世帯に対して必要な情報の発信を行います。

主な取組 ・子育て応援情報交流事業等の推進

3. 地域における子育て環境の整備

地域の中で安心して子育てできる環境の整備を行います。

主な取組 ・ファミリーサポート推進事業の推進
・一時保育の充実

4．東日本大震災遺児等の支援

震災による遺児、孤児に対しては、経済的支援をはじめとする生活の安定のための支援を行います。

- 主な取組
- ・東日本大震災遺児等への支援金支給事業の実施
 - ・東日本大震災遺児等支援事業の実施
 - ・震災遺児等進学支援助成金交付事業の実施

成果指標

| 施策の指標名 | 子育てしやすい環境とを感じる人の割合 | | |
|--------|--------------------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 30.0% | 平成 31 年度目標値 | 50.0% |

2 - (1) -

保育環境を整備します

現状と課題

本市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う避難により、市内で生活する子どもの数が大きく減少したことで、公立保育園・幼稚園及び地域子育て支援センターの一部を休止しています。併せて、保育士等有資格者の減少によって、開園している保育園(所)・幼稚園においても人材確保が十分と言えない状況です。その一方で、保育園(所)における保育を希望する保護者が増加しており、待機児童が発生するなど、開園している保育園(所)の受け入れも困難な状態になってきています。

今後は、待機児童の解消のため、公立保育園・幼稚園及び地域子育て支援センターの再開の検討や人材不足に陥っている保育園(所)の保育士・幼稚園教諭等有資格者の人材確保が課題となっています。また、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度への移行による保育園・幼稚園の「認定こども園」化への支援や、保護者の経済的負担の軽減など、安心して子どもを預けられる環境の整備が求められています。

施策の展開

1. 休園施設の再開と保育士等人材確保

公立保育園・幼稚園及び地域子育て支援センターの再開や人材不足に陥っている保育園(所)・幼稚園の保育士・幼稚園教諭等有資格者の人材確保に努めます。

主な取組 ・保育士等人材登録バンク(福島県保育士・保育所支援センター)の活用
・保護者のニーズに応える保育体制の構築

2. 安心して子どもを預けられる環境の整備

子ども・子育て支援新制度への移行により、「認定こども園」の推進を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

主な取組 ・認定こども園の推進と少子化に伴う施設の機能向上
・保育料・授業料の無料化

成果指標

| 施策の指標名 | 待機児童の解消 | | |
|--------|---------|-------------|-----|
| 現 状 値 | 6 人 | 平成 31 年度目標値 | 0 人 |

2 - (2) -

からだの健康増進に努めます

現状と課題

本市では、これまで病気の早期発見・早期治療や、健康的な生活習慣づくりを目指して、健康診査や保健指導などを実施してきましたが、がん検診受診率、特定健診受診率及び特定保健指導実施率が目標の達成に至っておらず、国民健康保険加入者の疾病分類統計においても、高血圧性疾患、糖尿病の治療者が多くみられます。

また、普段の生活についても、運動を週に2～3回以上行っている人が震災前に比べ減少傾向にあります。

このような現状を踏まえ、市民の健康づくり促進のために、検（健）診受診体制の充実や健康課題の分析と分析結果に基づく施策の実施、適正な食生活やウォーキングをはじめとする運動など正しい生活習慣づくりの推進が課題となっています。

施策の展開

1. 生活習慣病予防対策の推進

健康づくりのために、ウォーキングをはじめとした運動機会の提供や指導など、運動習慣が身につくような取り組みを推進します。

主な取組 ・ 特定健康診査等実施計画に基づく特定健診と特定保健指導の着実な実施

2. 健康づくりを推進する人材育成

健康づくりに向けて、運動や栄養などに関する活動を推進する人材を育成します。

主な取組 ・ 健康運動普及サポーターの育成
・ 母子保健推進員の育成
・ 食生活改善推進員の育成

3. 検（健）診受診体制の充実

受診率の向上のため、検（健）診を受けやすくするために関係機関との調整や体制を整備するとともに、一次検診と二次検診（精密検査）に係る医療機関の確保など、いつでも・どこでも検（健）診が受けられるような体制づくりに努めます。

主な取組 ・ 検（健）診体制の整備
・ 二次検診（精密検査）医療機関の確保

4. 健康的な生活習慣づくりの推進

適正な食事や睡眠など規則正しい生活習慣を身につけ、健康的な生活を送るための啓発を行います。

主な取組 ・早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ習慣の啓発

成果指標

| 施策の指標名 | 健康づくりを推進する人の登録数 | | |
|--------|-----------------|-----------|------|
| 現 状 値 | 109人 | 平成31年度目標値 | 240人 |

2 - (2) -

こころの健康増進に努めます

現状と課題

本市では、これまで精神的な悩みを持つ人のために、こころの健康に関する相談体制などを整備してきました。しかし、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故以降、仕事や生活状況の変化から先の見えない不安が増え、市民の精神的ストレスは増大しています。特に、市外への避難や仮設住宅等での不慣れな環境での生活が長期化しており、ストレスによる体調悪化や自殺者数の増加が危惧されます。

今後は、多くの市民が抱えるストレスを解消する方法などの情報提供に努めるとともに、地域や行政全体で見回り体制を整備し、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応が求められています。

施策の展開

1. こころの健康づくりの推進

医師や心理士などの専門家による相談体制の充実に努めます。

主な取組 ・こころの健康相談会の開催（医師及び心理士による）

2. 自殺予防対策の推進

悩みやストレスを解消するための情報の提供など、自殺予防にかかる普及・啓発の推進に努めるとともに、適切な対応（気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人材の育成を行います。

また、関係機関との連携を図り、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応に努めます。

主な取組 ・自殺予防の普及啓発にかかる講演会の開催
・ゲートキーパー養成研修会の開催

成果指標

| 施策の指標名 | ゲートキーパー養成講座受講者数 | | |
|--------|-----------------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 181 人 | 平成 31 年度目標値 | 340 人 |

2 - (3) -

安心して医療が受けられる環境を整備します

現状と課題

本市では、これまで地域医療体制や救急医療体制の充実に力点を置いた施策を実施してきました。しかし、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響により、診療や入院受入れを再開できない医療機関があること、加えて生産年齢人口の避難や転出に伴い、医療スタッフが不足しているために震災前同様には稼働できていない医療機関があることから、市民の医療ニーズに十分に答えられていない状況となっています。

このため、市民が安心して医療を受ける環境を維持するために、医療スタッフ（特に看護職員）や急性期医療などの医療の確保、休止している医療機関の再開支援が課題となっています。

施策の展開

1. 地域医療提供体制の充実

相馬郡医師会、市内病院等とともに地域医療の在り方を検討し、方策を講じます。

主な取組 ・ 相馬郡医師会、市内病院等との連携による地域医療の充実

2. 看護師等の確保策の推進

看護職員の確保に向け、厚生労働省、福島県、ハローワーク、福島県看護協会等と連携するとともに、将来的に市内医療機関に従事する看護師等に修学資金の貸与を行います。

主な取組 ・ 看護師等に対する修学資金の貸与

成果指標

| 施策の指標名 | 市内医療機関における看護職員の数 | | |
|--------|------------------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 459 人 | 平成 31 年度目標値 | 540 人 |

市立病院の機能を充実させます

現状と課題

本市には、現在2つの市立病院があり、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以前は、総合病院は中核基幹病院として入院を中心とした急性期医療（二次救急医療機関）小高病院は、ケアミックス型の病院として運営していました。

総合病院は原発事故以降、入院患者を置けない状態となりましたが、病院を閉鎖することなく外来機能を維持し、住民帰還とともに徐々に入院病床を再開したものの、医療スタッフ不足により平均病床利用率、平均外来患者数ともに震災前の70%の水準にとどまっています。小高病院では病院の休止を余儀なくされましたが、平成26年4月から週3日間の外来診療を再開しました。

このような状況下で、総合病院では、一定の医師数は確保したものの、常勤医師の診療科の偏りや短期的な雇用形態の医師が多く、総合病院としての機能を果たすためには今後も恒常的な医師の確保が必要となっています。また、看護師不足により病棟が完全に再開できない状況です。

さらに、他の医療機関では施設面や採算面から開設が困難な救急医療、特に本地域で発症率の高い脳卒中についての高度医療提供をいかに行うかが課題となっています。

震災後の療養型医療・介護施設等のサービスの減少により、在宅での医療需要が高く、特に仮設住宅での在宅診療が必要な現状にありますが、採算性やスタッフの問題から積極的に在宅診療を行う医療機関は少数です。また、原発事故の影響による住民の健康被害への不安を取り除くため、診療や各種特定健診が必要とされていますが、施設整備や採算面から対応できる医療機関が不足している状況です。

小高病院では、常勤医が確保できていないため、週3日の外来診療しか行えない状況となっており、恒久的な診療体制の確立と市民が安心して生活できる環境の整備が課題となっています。

施策の展開

1. 医療の提供と水準の向上

地域住民の方へ必要な、より良い医療サービスを提供します。

（総合病院）相双地方唯一の脳卒中センターを整備し、救急診療体制の充実を目指します。基幹型臨床研修病院の指定による医師の確保・育成や看護師研修制度の充実等による看護師の確保・育成、主要診療科の常勤医師複数配置等医療体制の充実に必要な医療スタッフの確保に努め、安定・高度な診療に努めます。

（小高病院）常勤医師を確保し、平日は毎日診療を行い、安定した診療に努めます。

主な取組 ・常勤医師や看護師の確保

<総合病院>

- ・相双地方唯一の脳卒中センターの整備、救急診療体制の充実
- ・主要診療科の常勤医師複数配置等医療体制の充実

<小高病院>

- ・平日診療（毎日）の実施

2．地域医療の連携

（総合病院）中核医療を担う総合病院と、日常的な医療を行う「かかりつけ医」がそれぞれ役割分担し、また、他の病院との間のネットワーク化を推進することにより、地域全体で必要な医療サービスを提供します。

主な取組 <総合病院>

- ・総合病院とかかりつけ医の役割分担
- ・病院間のネットワーク化推進

3．経営健全化の推進

安定した経営に努めながら、変化する医療環境や多様な医療ニーズなどに迅速かつ柔軟に対応します。

主な取組 ・多様な医療ニーズに合わせた対応の実施

4．被災地医療の推進

（総合病院）放射線内部被ばく検査、甲状腺検査、放射線カウンセリングの実施、在宅診療・訪問診療の充実を図ります。

主な取組 <総合病院>

- ・放射線内部被ばく検査、甲状腺検査、放射線カウンセリングの実施
- ・在宅診療・訪問診療の充実

成果指標

| | | | |
|--------|-----------------------|-------------|--------------------------|
| 施策の指標名 | 【総合病院】 平均病床利用率 | | |
| 現 状 値 | 56.0% (許可病床 230 床) | 平成 31 年度目標値 | 69.25% (許可病床 270 床想定) |
| 施策の指標名 | 【小高病院】 年間外来患者数 | | |
| 現 状 値 | 225 人 (3 人×75 日) | 平成 31 年度目標値 | 5,200 人 (20 人×260 日) |

2 - (3) -

介護保険制度の安定的運営に努めます

現状と課題

本市では、東日本大震災に伴う避難生活の長期化及び高齢化の進展に伴い、介護を必要とする要支援・要介護者の数が増加傾向にあります。これまで、介護予防の推進や、介護サービス環境の整備、在宅介護への支援などに取り組んできましたが、震災以降は介護保険料の減免など、被災地域の被保険者の負担軽減に努めています。

今後は、要介護等認定者及びサービス利用者の増加が保険財政に大きく影響を与えていることから、不適切な保険給付費の削減等、保険給付費の適正化の取り組みが求められており、介護保険制度の持続のための財源の確保が課題となっています。また、震災以降、国の財政支援で介護保険料減免が平成26年度においても継続していることにより、市民の納付意識が薄れていることも課題となっています。

また、市内の介護保険施設では、ベッドを増床してもスタッフ不足によりフル稼働できなかったり、一部サービスを制限したりするなどの状況が続いており、介護に携わるスタッフの確保が喫緊の課題となっています。

施策の展開

1. 介護給付の適正化の推進

介護保険制度を持続するために、給付費の適正化に努めます。

- 主な取組
- ・要介護認定の適正化
 - ・ケアプランの点検
 - ・住宅改修・福祉用具実態調査
 - ・介護給付費通知
 - ・医療情報との突合・縦覧点検

2. 介護保険施設のサービス向上

介護保険施設のサービス向上に努めます。

- 主な取組
- ・介護職員養成講座の実施
 - ・かつて介護施設に勤めていて、現在は休職中の経験者等、地域に賦存する人的資源の発掘

3. 市民の介護保険料納付意識の啓発

保険料滞納者には窓口相談、電話催告や訪問徴収により、介護保険制度への理解を深めることで、納付意識の向上を促し収納の確保を図ります。

- 主な取組
- ・ 保険料滞納者に対する窓口相談の設置
 - ・ 電話催告や訪問徴収の実施
 - ・ 保険料滞納による給付制限の実施

成果指標

| | | | |
|---------------------|----------------|-------------|----------------|
| 施策の指標名 | 介護給付適正化事業の取組率 | | |
| 現 状 値 | 20% (1/5 事業) | 平成 31 年度目標値 | 60% (3/5 事業) |
| 施策の指標名 | 介護保険料普通徴収分の収納率 | | |
| 現 状 値 (平成 22 年度) | 83.19% | 平成 31 年度目標値 | 85.0% |

2 - (3) -

介護予防を充実させます

現状と課題

本市では、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に伴う避難により、若い年代が市外へ避難し、家族構成や生活環境が大きく変化しています。それに伴い、高齢化率が上昇するとともに介護保険認定者が増加傾向にあります。

これらを踏まえ、今後は高齢者が要介護状態にならないための予防事業の充実や、高齢者が家に閉じこもることのないようにするためのしくみを構築することが課題となっています。また、高齢化が進む中で、認知症予防や認知症の早期発見及び相談体制の整備も課題となっています。

施策の展開

1. 介護予防の充実

高齢により心身機能が低下した高齢者が要介護（支援）状態にならないよう、体力などの維持及び改善を目指した事業の推進に努めます。

主な取組 ・ 包括支援センター機能の充実
・ 介護予防サポーターの養成、育成

2. 高齢者の自助・互助の仕組みづくり

高齢者が家に閉じこもることなく、気の合う仲間が集まることのできる環境の整備に努めます。

主な取組 ・ 高齢者の集いの場や高齢者サロンの設置
・ 高齢者の集いの場を運営する人材の確保（高齢者の雇用又は、有償ボランティア等）

3. 認知症予防の推進

高齢化による、認知症予防や認知症の早期発見のための事業を推進します。

主な取組 ・ 認知症サポーターの養成
・ 認知症相談の充実（専門職の研修等）

成果指標

| | | | |
|--------|------------------------|-----------|-------|
| 施策の指標名 | 65歳以上のうち要介護（要支援）認定者の割合 | | |
| 現 状 値 | 17.7% | 平成31年度目標値 | 17.5% |

国民健康保険制度の安定的運営に努めます

現状と課題

国民健康保険制度は、国民皆保険の趣旨に基づき、医療の確保と健康維持、増進を図る上で重要な制度であり、市町村が保険者として制度の安定運営に責任を負うこととなっています。平成23年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降、本市では国の財政支援に基づき、国保税の減免や医療費の一部負担金免除を実施しており、制度運営に係る財源の多くを国等に依存している現状です。一方で、福島第一原子力発電所事故等の避難に伴う、運動不足等での生活習慣病の増加とその重症化傾向等の影響により、医療費は著しい増加傾向にあります。将来的に、国保税の減免や医療費の一部負担金免除における国の財政支援が終了し、医療費の増加傾向が継続する場合は、本市の国民健康保険における財政運営が厳しい状況に置かれることが危惧されます。

このことから、特定健康診査受診の促進により生活習慣病の有病者や予備群を減少させ、医療費の増加に歯止めをかけるとともに、保険料の収納率向上による自主財源の確保、不測の事態に対応する基金の一定的な確保など、財政基盤の安定・強化を図ることが課題となっています。

施策の展開

1. 保健事業の実施

生活習慣病などの疾病の早期発見、早期治療を促進するため、特定健康診査等実施計画に基づく特定健診及び特定保健指導を実施します。併せて特定健康診査未受診者対策についても実施します。

主な取組 ・ 特定健診及び特定保健指導の実施
 ・ 特定健康診査未受診者対策の実施

2. 財政の健全化

税務課と連携した国民健康保険税の収納率向上を図ります。また、適正な国民健康保険基金の保有率（保険給付費の3年平均の5%）維持に努めます。

主な取組 ・ 国民健康保険税の収納率向上
 ・ 適正な国民健康保険基金保有率の維持

成果指標

| 施策の指標名 | 特定健康診査受診率 | | |
|--------|-----------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 29.8% | 平成 31 年度目標値 | 60.0% |

2 - (4) -

除染を推進します

現状と課題

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染について、本市では比較的線量の高い「特定避難勧奨地点を含む区域」の除染が完了し、現在は「年間5 mSv 超を含む区域」の除染が進んでいます。事故から3年以上が経過し、事故当初と比較して空間線量率は物理的減衰やいわゆるウェザリング効果¹により50%以上低減しています。また、市内全域に降り注いだ放射性物質は、これまでの風雨や地形などの影響により、一律ではなく雨樋や側溝などの集積しやすい場所に偏在している状況です。

このように空間線量率は低減しているものの、市民の放射性物質に対する不安の解消には至らず、早急な除染が求められています。除染実施計画どおり除染を進めるためには、仮置場と作業員の確保が課題となっています。また、比較的線量の低い地域では汚染状況に応じた局所的な除染を実施し、除染の加速化を図る必要があります。さらに、除染が完了した比較的線量が高い地域においては再除染の実施が求められており、その実施方法等が課題となっています。

施策の展開

1. 生活圏除染の推進

仮置場と作業員を確保し、除染実施計画に基づいて生活圏の除染を着実に推進します。

主な取組 ・ 除染実施計画に基づく生活圏除染の推進

2. 汚染状況に応じた局所的な除染の実施

局所的除染について、市民の理解を得るために、放射線量率の可視化を可能にする新たな技術を導入します。

主な取組 ・ 放射線量率の可視化を可能にする技術の導入

3. 除染が完了した比較的線量が高い地域における再除染の実施

除染実施計画に基づき市内全域の除染を一通り実施した後においては、空間線量率の推移等を見極めながら、その有効性などを検証し、必要があれば新たな除染計画を策定のうえフォローアップ除染を実施します。

¹ ウェザリング効果：放射性物質が、雨で流されたりするなど自然作用で除去される効果のこと。

主な取組 ・ 除染計画の検証とフォローアップ除染の実施

成果指標

| 施策の指標名 | 生活除染の進捗率 | | |
|--------|----------|-----------|--------|
| 現 状 値 | 24.0% | 平成28年度目標値 | 100.0% |

2 - (4) -

健康管理対策を推進します

現状と課題

本市では、原子力災害により放射線に対する不安を持つ市民が多いことから、ガラスバッジの貸与による外部放射線被ばく検診、ホールボディカウンターやベビースキャンによる内部被ばく検診を実施し、市民の不安軽減に努めてきました。

今後も定期的に検診を継続して実施していくとともに、特に、19歳以上の市民における検診受診率が低下傾向にあることから、受診率を維持・向上させることが課題となっています。

施策の展開

1. 被ばく線量測定の実施

外部被ばく線量については、個人積算線量計（ガラスバッジ）の貸与により、内部被ばく線量についても、ホールボディカウンター及びベビースキャンにより、それぞれ測定を継続して実施します。

主な取組 ・ 外部、内部被ばく線量測定の実施

2. 放射線被ばくデータ分析の推進

検診の結果については、放射線専門家による放射線健康対策委員会で分析・評価し、市民へ情報を提供することにより不安軽減に努めます。

主な取組 ・ 専門家による検査結果の分析・評価と情報提供

成果指標

| | | | |
|--------|--|-----------|-------------------|
| 施策の指標名 | 18歳以下、内部被ばく検診受診率 (19歳以上、内部被ばく検診受診率) | | |
| 現 状 値 | 94.0% (13.7%) | 平成31年度目標値 | 100.0% (20.0%) |

2 - (4) -

放射線に関する情報を提供します

現状と課題

本市では、原子力災害により放射線に対する不安を持つ市民が多いことから、環境放射線量、水道水、井戸水、学校施設、学校給食、農産物、自家消費野菜等の放射線モニタリングを行い、広報やHPで公表しています。

特に、環境放射線については、モニタリングポストの増設やきめ細かな測定が求められており、市民の放射線に対する不安の緩和が課題となっています。また、放射線がどの程度健康に影響を及ぼすものなのか市民が判断することは難しいため、放射線に関する知識や学習機会の提供も課題となっています。

施策の展開

1. モニタリング設備の充実

環境放射線モニタリングについて、よりきめ細かな測定ができるようにモニタリングポストの増設に努めます。

主な取組 ・モニタリングポストの増設
・ダストモニタリングの設置

2. 放射線に関する基礎知識の周知

市の広報やホームページでモニタリング結果を公表するとともに、放射線に関する講習会等を実施し、放射線の基礎知識の周知に努めます。

主な取組 ・放射線に関する講演会・講習会の開催や情報提供

成果指標

| 施策の指標名 | 放射線に関する講習会受講者数（のべ人数） | | |
|--------|----------------------|-------------|---------|
| 現 状 値 | 200 人 | 平成 31 年度目標値 | 2,000 人 |

2 - (5) -

地域福祉活動を推進します

現状と課題

本市では、様々な社会情勢や住環境の変化に伴い地域住民相互の繋がりが希薄化していることから、地域での支えあい、助け合いによる地域福祉の増進が求められています。

このため、市民の誰もが安心して自立した生活を送ることができる、地域を基本単位とした支援体制の充実が課題となっています。

施策の展開

1. 高齢者世帯等の見守り活動の充実

高齢者が安心して暮らすために、民生委員児童委員など地域の福祉団体、NPO、ボランティア団体等の活動に対する支援や各種企業との見守り連携などを図ります。また、生きがいを持って暮らしていける環境づくりとして、地域サロンやボランティア活動の充実に努めます。

主な取組 ・ 民生委員などやNPO・福祉団体等への支援
・ 各種企業との見守り連携

2. 地域の中で生きがいを持って暮らしていける環境の整備

市民が地域の福祉課題を認識し、地域での相互扶助を推進するために、福祉情報の発信強化に努めます。

主な取組 ・ 地域のサロン活動の充実
・ ボランティア活動内容の充実

3. 身近な福祉課題の地域住民への意識啓発

福祉を取り巻く課題に関する情報を市民に積極的に発信し、意識の啓発に努めます。

主な取組 ・ 福祉情報の発信強化

成果指標

| | | | |
|--------|---------------------|-------------|-------|
| 施策の指標名 | 安心して暮らしていると感じる市民の割合 | | |
| 現 状 値 | 20.0% | 平成 31 年度目標値 | 50.0% |

2 - (5) -

高齢者福祉を充実させます

現状と課題

本市の全人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、合併時の 24.0%から年々上昇し続け、震災直前で 25.9%、震災後 3 年 4 カ月が経過した平成 26 年 7 月現在では 29.9%と急激に上昇しています。また、昭和 22 年～24 年に生誕したいわゆる団塊の世代が高齢期を迎えており、今後数年間は毎年 1,000 人規模で高齢者が増加することが想定されます。加えて、震災や原発事故の影響により若い世代が市外へ避難し、独居高齢者、高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。

このように独居高齢者、高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者の生活支援や見守りの一層の強化が求められており、医療、介護予防、生活支援、介護保険サービス、住まいを包括的、継続的に提供する地域包括ケアシステムの構築が課題となっています。また、心身の健康の維持・増進のため、年齢によらず社会とのかかわりを保つことができ、高齢者が地域の中で生きがいを持って暮らすことができる環境の整備が求められています。

施策の展開

1. 地域包括ケアシステムの構築

高齢者の日常生活を総合的に支援するための保健、医療、介護、福祉、住まいの連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

主な取組 ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健医療サービス、生活支援サービス、介護予防と併せ高齢者ニーズに沿った住宅を提供するとともに、要介護状態となった場合は十分な介護サービスを提供するなど、各種サービスを一体的に提供できるケアシステムの構築

2. サービス環境の整備

必要な時に必要なサービスを選択・利用できる環境の整備に努めます。

主な取組 ・ 高齢者が日常生活を送るうえで必要とする生活支援サービスを、必要な時に自由に選択・利用できる環境の整備

3. 高齢者の孤立予防対策と、地域全体での見守り体制の整備

高齢者の生きがいづくりや社会からの孤立を予防する仕組みづくり、地域全体で高齢者を見守る環境の整備に努めます。

主な取組 ・ 高齢者が社会から孤立しないよう社会との関わりを保つ仕組みづくりと、
地域全体で高齢者を見守る環境の整備

4. 高齢者の健康意識の向上と生きがいづくりの推進

高齢者が、年齢にとらわれず生き生きとした生活を実践するための支援を行うとともに、経験を生かした就業機会の確保への支援を行います。

主な取組 ・ 自らの健康づくりや社会参加活動に積極的に取り組む高齢者団体等への支援
・ 南相馬市シルバー人材センターによる就業支援

5. 高齢者の不安を解消するための相談窓口の充実

高齢者の不安を解消するための相談窓口（地域包括支援センター）の充実に努めます。

主な取組 ・ 地域包括支援センターの充実

成果指標

| | | | |
|--------|--------------------------------|-------------|-------|
| 施策の指標名 | 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できていると感じる割合 | | |
| 現 状 値 | 30.0% | 平成 31 年度目標値 | 50.0% |

障がい者にやさしい環境を整備します

現状と課題

本市ではこれまで、障がい者が地域で自立した快適な生活を送るため、社会参加の促進や自立への支援、福祉施設等への経営基盤安定のための支援等を行ってきました。

しかし、地域生活の中で、障がいの特性について理解してもらえなかったり、近隣とうまく付き合えない障がい者が増え、「孤立」や「ひきこもり」といった事態が生じています。

また、障がい者の単身生活や障がい者の保護者が高齢であること等により、各種契約や財産管理にも支援が必要になってきています。

さらに、東日本大震災時には、障がい児者が指定避難所での避難生活が困難になり自宅に戻ったり、避難できずに自宅に取り残されるなどのケースも発生し、災害時には障がいに応じた支援も必要となっています。

収入面では、南相馬市の就労支援事業所の平均工賃は13千円と、県で定める目標工賃²収入（約34千円）を下回っています。

このような状況を踏まえ、判断能力が不十分な人の日常生活を支援する仕組みの活用や福祉施設等の職員不足の解消し、障がい者へ十分な福祉サービスの提供を行い、自立への支援を充実させることが課題となっています。併せて、災害時に支援を要する障がい者等の避難支援体制の確立も急務であり、就労場所が少なく事業所での仕事量が少ない現状から、障がい者の就労場所の周知及び確保や、収入を得るための支援も必要となっています。

施策の展開

1. 地域における支援体制の充実

相談体制の充実、後見人制度の周知と活用、関係団体との連携強化を行い、障がい者が快適な生活を送るため、地域における支援体制の充実を図ります。

- 主な取組
- ・相談体制の充実
 - ・後見人制度の周知と活用
 - ・関係団体との連携強化

² 障がい者の平均生活費107千円から、障がい基礎年金等73千円を差し引いた金額

2. 安心して暮らせる生活環境の整備

災害時の支援体制を確立し、やさしいまちづくりの推進によって、安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。

主な取組 ・災害時の支援体制の確立
 ・やさしいまちづくりの推進

3. 社会参加の促進と自立への支援

障がい者の雇用の場や生活の場を確保し、社会参加の促進と自立への支援を行います。また、平均工賃を向上させるため、障がい者の雇用場の周知や障がい者施設製品等の利活用を推進する事業に取り組みます。

主な取組 ・平均工賃向上に向けた取組の推進
 ・障がい者の雇用や生活の場の確保

4. 障がい福祉サービスの充実

自立支援給付の充実、支援施策の普及・啓発、スポーツ・レクリエーション・文化活動の実施など、障がい福祉サービスの充実に努めます。

主な取組 ・自立支援給付の充実
 ・支援施策の普及・啓発
 ・スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

成果指標

| 施策の指標名 | 目標工賃（月額） | | |
|--------|----------|-------------|--------|
| 現 状 値 | 1 3 千円 | 平成 31 年度目標値 | 1 8 千円 |

2 - (5) -

被災者への支援を充実させます

現状と課題

本市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴い、多くの市民が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている現状にあります。また、東日本大震災により住家が全壊又は大規模半壊するなど、生活環境に急激な変化が起きています。

このため、住み慣れた環境、生活の場を追われたことによるストレスや拡散した避難に伴う世帯構成の変化から、身体的、精神的に及ぼす負の影響について支援する体制が求められています。また、被災した方々の新たな生活を再建するための支援が必要となっています。

施策の展開

1. 仮設借上げ住宅入居者の見守りの実施

生活相談支援員や民間事業などによる見守り体制の充実や、保健師による訪問指導の実施など、仮設借上げ住宅入居者の身体的、精神的な負担を軽減させる支援を行います。

- 主な取組
- ・生活支援相談員、絆職員による見守り訪問の充実
 - ・入居者の健康状態把握のための保健師等の訪問指導
 - ・入居者同士による見守り意識の醸成
 - ・民間事業による見守り体制の強化

2. 被災者の生活再建の取り組みへの支援

り災判定の早期実施や被災者生活再建支援事業の広報の充実を図り、被災者の生活再建への支援を行います。

- 主な取組
- ・り災判定の早期実施
 - ・被災者生活再建支援事業の広報の充実、対象者への申請勧奨

3. 市外避難者への情報提供の実施

市外で生活する避難者に対し、定期的に市の情報を提供するとともに、市職員との意見交換の機会を設けます。

主な取組 ・市広報紙等の送付
 ・市職員との意見交換会、交流会の開催

成果指標

| 施策の指標名 | 安心した生活とを感じる人の割合 | | |
|--------|-----------------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 20.0% | 平成 31 年度目標値 | 50.0% |

基本指針 3

災害に対応できる
安全・安心なまちづくり

基本指針 3 災害に対応できる安全・安心なまちづくり



3 - (1) -

原子力災害への備えを充実させます

現状と課題

本市では、福島第一原子力発電所の事故に伴い、市内全域にわたり避難を余儀なくされた経験を踏まえ、迅速かつ適切に市民等を避難させるための具体的な避難行動を示した「原子力災害避難計画」を策定しました。

今後、この計画をより実効性のある計画とするため、「原子力災害避難計画」の普及啓発を図るとともに、災害時における迅速かつ確な初動防災体制の確立や、市民ひとり一人の防災意識の高揚、避難方法や避難場所、避難経路、日頃からの備えなどの周知徹底を図ることが課題となっています。また、今後、原子力発電所の事故により高い濃度の放射性物質にさらされた場合に備え、安定ヨウ素剤の備蓄・配布も必要となっています。

施策の展開

1. 原子力災害時における避難体制の構築

原子力災害避難計画に基づく防災訓練等の実施や避難行動の周知徹底を実施し、原子力災害時における避難体制の構築を図ります。

主な取組 ・ 原子力災害避難計画に基づく防災訓練等の実施による避難行動の周知徹底

2. 原子力発電所の事故により高い濃度の放射性物質にさらされた場合の備え

安定ヨウ素剤を備蓄・配布し、今後、原子力発電所の事故により高い濃度の放射性物質にさらされた場合に備えます。

主な取組 ・ 安定ヨウ素剤の備蓄・配布

3. 原子力発電所の廃炉に向けた措置状況の監視、情報収集

国・県とともに原子力発電所の廃炉に向けた措置状況の監視、情報収集に努めます。

主な取組 ・ 原子力発電所の廃炉に向けた措置状況の監視、情報収集

成果指標

| 施策の指標名 | 原子力災害に対して備えをしている市民の割合 | | |
|--------|-----------------------|-------------|-----|
| 現 状 値 | - | 平成 31 年度目標値 | 80% |

原子力損害賠償請求への支援に努めます

現状と課題

福島第一原子力発電所事故に伴う東京電力の賠償項目は、幾度となく追加され複雑多岐にわたっており、賠償の内容を理解できない方がいます。また、東京電力の賠償額に不満を持つ方、東京電力に賠償されない方、同心円による避難指示により生じた賠償格差に不満を持つ方がいるなど、賠償に関する問題は様々です。さらに、賠償に関する相談をどこにしたらいいのかわからない方もいるのが現状です。

このような賠償に関する様々な問題を解消するためには、相談窓口の周知・充実や説明会の開催など、被災者の理解を深めるための支援が必要であり、また、個々の実情に即した賠償を実現するための支援や、中間指針の見直しに係る要望などが今後の課題となっています。

施策の展開

1. 東京電力への請求に対する支援

東京電力賠償項目の説明会の開催など、東京電力への請求の支援を行います。

主な取組 ・ 東京電力賠償項目についての説明会の開催
・ 未請求者の解消

2. 個々の実情に即した損害賠償の支援

A D Rセンター¹の説明会の開催、和解事例の紹介など、個々の実情に即した賠償の支援を行います。

主な取組 ・ A D Rセンターについての説明会の開催
・ 和解事例等の情報提供

3. 問題解決に向けた支援

賠償格差の是正のための要望活動や相談窓口の充実など、問題解決に向けた支援を行います。

主な取組 ・ 中間指針の見直し等に係る賠償格差是正のための要望活動
・ 各種相談窓口の案内

成果指標

| 施策の指標名 | 原子力損害賠償に係る東京電力への未請求者数 | | |
|--------|-----------------------|-------------|-----|
| 現 状 値 | - | 平成 31 年度目標値 | 0 人 |

¹原子力損害賠償紛争解決センター。福島第一原子力発電所事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関。

災害に強い都市基盤を整備します

現状と課題

本市は、東日本大震災により、道路、橋梁、防潮堤など多くの公共施設が甚大な被害を受け、住民の避難及び支援物資等の輸送に支障をきたしました。現在も、被害を受けた海岸沿線の防災林は、防潮、防風機能等が失われた状態であるとともに、市内二級河川については4割が未整備であり、大雨のたびに市街地の水没や宅地への浸水が発生する状況となっています。また、降雪量が少ない地域であることから、雪への対策が不十分であり、大雪時には数日間都市機能がマヒするという状況にあります。

これらを踏まえ、東日本大震災の教訓を生かし、災害に強い道路、河川、防潮堤・防災林等の整備や大雪時の除雪等の対策などが求められています。

施策の展開

1. 多重防潮機能の整備

防潮堤に続く二線堤施設として、林帯幅 200mの防災林内に一部高盛土を施工するなど多重防潮機能の整備に努めます。

主な取組 ・ 防潮堤、防災林の整備

2. 避難路の整備

交通の隘路区間の整備を行い、避難路の整備に努めます。

主な取組 ・ 交通の隘路区間の整備

3. 雨水排水整備・河川整備の促進の推進

適切な河川の維持管理と二級河川の整備促進を行うとともに、雨水排水整備の推進を図ります。

主な取組 ・ 雨水排水計画の策定
・ 適切な河川の維持管理と二級河川の整備促進

4. 除雪体制の強化

大雪時に備え、除雪業者等との連絡体制や除雪機械の充実など除雪体制の強化を図ります。

主な取組 ・ 除雪方法の見直しと除雪機械の充実

成果指標

| 施策の指標名 | 海岸防災林復旧延長 | | |
|--------|-----------|-------------|---------|
| 現 状 値 | 0km | 平成 31 年度目標値 | 15.0 km |

消防体制の充実を図ります

現状と課題

本市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う避難により、市内で生活する消防団員、とりわけ若手の消防団員の数が大きく減少しています。消防団員に対する地域パトロールや消防活動などの要望は増大していますが、団員不足により消防団活動が十分に実施できない地域があります。また、消防施設については、南相馬消防署鹿島分署が築46年を経過しており、東日本大震災で亀裂が入るなど施設の老朽化が進んでいます。

このため、避難等により増加している消防団員の退団の歯止めと若手消防団員の確保が急務となっています。また、南相馬消防署鹿島分署については耐震構造となっていないことから、東日本大震災と同程度の地震でも防災拠点としての機能が果たせるよう、施設の整備と強化が求められています。

施策の展開

1. 消防団体制の充実

消防団活動への理解と加入促進のための周知活動や行政区の再編等の状況を考慮しながら消防団の再編を行い、消防団体制の充実に努めます。

主な取組 ・ 消防団活動に対する理解と加入促進のための周知活動
・ 消防団の再編

2. 消防団が活動しやすい環境の整備

消防資機材の充実や消防団活動に対する地域支援体制等の整備など、消防団が活動しやすい環境の整備に努めます。

主な取組 ・ 消防資機材の充実
・ 消防団屯所の整備
・ 消防団活動に対する地域支援体制の整備

3. 防災・消防・救急体制の充実と強化

南相馬消防署鹿島分署や防火水槽等の整備を推進し、防災・消防・救急体制の充実・強化に努めます。

主な取組 ・ 南相馬消防署鹿島分署の整備
・ 防火水槽、消火栓等の整備

成果指標

| | | | |
|--------|----------|-------------|-------|
| 施策の指標名 | 消防団員の充足率 | | |
| 現 状 値 | 89.0% | 平成 31 年度目標値 | 89.0% |

防災体制の充実を図ります

現状と課題

本市では、災害の被害を最小限にする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、情報収集・伝達体制や避難体制の強化に取り組むとともに、これら対策の推進に当たり自助・共助・公助が一体となった防災体制の構築を促進しています。しかし、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴う避難により、自主防災組織構成員が激減しており、また、少子化によって、自主防災における各組織の次世代の担い手も不足しています。加えて、震災の影響で自主防災組織を構成する行政区等が崩壊していることや、地域住民の多くが高齢者であることから、自主防災組織自体が設置できない状況にあります。

今後は、震災の経験を踏まえて見直しを行った地域防災計画に基づいて、災害時における迅速かつ確かな初動防災体制の確立や市民ひとり一人の防災意識の高揚、避難の仕方や避難場所、避難経路、日頃からの備えなどの周知徹底が必要となってきます。また、災害による被害を最小限にするため、市民自らが相互に助け合うことが出来る防災体制の構築や、災害時の避難に対する統一した情報発信及び情報の共有が課題となっています。

また、自主防災組織においては、十分な活動を行うことのできる人員の確保や組織存続のための次世代の担い手の確保が急務となっています。

施策の展開

1. 地域の防災力の強化

自主防災組織の活動及び育成支援を行い、地域防災力の強化を図ります。

主な取組 ・ 自主防災組織の活動及び育成支援

2. 防災意識の向上

防災訓練の実施、海拔・津波到達地点の表示板整備、日常的な防災教育・意識啓発の推進を行い、市民の防災意識の向上に努めます。

主な取組 ・ 防災訓練の実施
 ・ 海拔・津波到達地点の表示板整備
 ・ 日常的な防災教育・意識啓発の推進

3. 災害時の迅速な情報提供体制の充実

防災ラジオの配布、緊急情報等メールサービス（防災メール）の加入促進を行い、災害時の迅速な情報提供体制の充実を図ります。

主な取組 ・ 防災ラジオの配布
 ・ 緊急情報等メールサービス（防災メール）の加入促進

4. 避難体制の強化

避難路、避難所の案内板整備、防災行政無線等の整備を行い、避難体制の強化を図ります。

主な取組 ・ 避難路、避難所の案内板整備
 ・ 防災行政無線等の整備

5. 防災施設の整備

防災備蓄倉庫や避難所となる施設など防災施設の整備に努めます。

主な取組 ・ 防災備蓄倉庫の整備
 ・ 避難所となる施設への防災資機材の整備

6. 自治体間の連携強化

災害時相互援助協定締結自治体との連携強化を図ります。

主な取組 ・ 災害時相互援助協定締結自治体との連携強化

成果指標

| 施策の指標名 | 自主防災組織率 | | |
|--------|---------|-------------|--------|
| 現 状 値 | 95.6% | 平成 31 年度目標値 | 100.0% |

基本指針 4

環境にやさしく
快適に暮らせるまちづくり

| 基本施策 | 施策 | 施策の展開 |
|----------------|------------------|--|
| (1) 豊かな生活環境の形成 | ごみの減量と資源化 | 1 ごみの排出抑制 2 ごみ資源化の推進 |
| | 自然と人が調和するまちづくり | 1 公園緑地等の整備促進 2 緑ある生活環境の推進 |
| | 健康で安全な生活環境の創造 | 1 環境汚染の防止と化学物質対策の推進 2 不法投棄対策の推進 3 生活環境衛生の向上 |
| | 計画的な都市空間の創造 | 1 総合的な都市計画の推進 2 コンパクトシティの推進 3 避難指示区域の住環境・生活関連サービスの整備 |
| (2) 新エネルギーの活用 | 再生可能エネルギーの活用の促進 | 1 再生可能エネルギー基地(発電所)の整備 2 家庭や企業が積極的に設備を導入するための環境整備 3 公共施設における再生可能エネルギーの導入 4 再生可能エネルギーの導入推進 5 再生可能エネルギー推進に向けた意識啓発 |
| | 省エネルギーの推進 | 1 省エネルギーの普及啓発活動の推進 2 見える化による省エネルギーの推進 3 公共施設における省エネルギーの推進 |
| (3) インフラ整備の推進 | 安全で人にやさしい道づくりの推進 | 1 快適で安全な道づくりの推進 2 人と環境にやさしい道づくりの推進 3 国道道路の整備促進 4 インフラの長寿命化対策の推進 |
| | 安全で安心な水の供給 | 1 安全・安心を支える供給設備の保全及び改善の推進 2 上水道の未給水区域の解消 3 水道水に対する不安の解消 |
| | 下水道の整備推進 | 1 下水道の整備推進 2 水洗化の推進 3 下水道施設の適正な維持管理 |
| (4) 公共交通の充実 | 安定した公共交通の確保 | 1 地域公共交通網の充実 2 広域交通網の充実 |
| (5) 住宅の整備 | 安心して居住できる環境の整備 | 1 災害公営住宅の整備・防災集団移転の推進 2 がけ地近接危険住宅移転並びに被災住宅再建支援 3 宅地の確保と空き家・空き地の情報提供 4 市営住宅ストック計画及び長寿命化計画の推進と木造住宅の耐震化の推進 |
| (6) 防犯・交通安全の推進 | 地域の連携による防犯体制の確保 | 1 防犯対策の充実 2 暴力追放の推進 |
| | 交通安全意識の高揚 | 1 交通安全対策の推進 |

4 - (1) -

ごみの減量や資源化に努めます

現状と課題

本市で排出されるごみは年々増加傾向にあり、処理費用の増加や不法投棄など不適正な処理が生活環境を悪化させるとともに、資源の枯渇や地球温暖化など地球的規模での環境問題へと発展しています。

今後は、3Rの推進による天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を目指すとともに、地域の活力を引き出しつつ、環境と経済の好循環を実現していくことが求められています。

施策の展開

1. ごみの排出抑制

家庭や事業所におけるごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rの取り組みを推進します。

主な取組 ・家庭用堆肥化容器及び生ごみ処理容器の利用促進
・出前講座等によるリサイクルの考え方の周知

2. ごみ資源化の推進

市民、事業者及び市が目標を共有し、それぞれの責務と役割に基づいた活動により、徹底したごみの分別を推進します。

主な取組 ・資源ごみ回収団体の活動支援
・資源ごみ分別の徹底及び拡大

成果指標

| 施策の指標名 | リサイクル率 | | |
|--------|--------|-----------|-------|
| 現 状 値 | 14.1% | 平成31年度目標値 | 30.0% |

自然と人が調和するまちづくりに努めます

現状と課題

本市では、沿岸部には海辺と一体となった海水浴場やキャンプ場などの機能を持った北泉海浜公園などが整備され、また市街地に隣接した広大な緑地には、里山の自然を有する広域公園として県営東ヶ丘公園が整備中でしたが、東日本大震災の大津波により海岸部が壊滅的な被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所の事故により公園や緑地等は放射線物質により大きな被害を受けました。

今後は、震災によって失われた海岸風景や公園緑地の再生及び緑の保全を推進し、自然と人が調和するまちづくりが求められています。

施策の展開

1. 公園緑地等の整備推進

市民が親しみを持てる海岸風景や公園緑地の再生復旧や市民が憩うことができるレクリエーションの場の復旧を行います。また、震災の記憶を未来へつなく復興記念公園の誘致や自然と共生した美しくゆとりのあるみどりの街づくりに努めます。

- 主な取組
- ・ 海岸風景及び公園緑地の再生・復旧
 - ・ 市民が憩えるレクリエーションの場の復旧
 - ・ 復興記念公園の誘致

2. 緑ある生活環境の推進

市民植樹祭を実施するとともに、緑豊かな景観づくりや公園美化に努め、花と緑に満ちたうるおいとやすらぎのあるまちづくりを推進します。

- 主な取組
- ・ 市民植樹祭の実施
 - ・ まちなか縁側311等による緑化の推進
 - ・ 愛護団体等による公園美化の推進

成果指標

| 施策の指標名 | 公園面積 | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 現 状 値 | 101ha | 平成31年度目標値 | 110ha |

4 - (1) -

健康で安全な生活環境を創ります

現状と課題

本市では、安全で快適な生活環境を求め、ごみのポイ捨てや野焼き及び犬の鳴き声などに対する様々な苦情が年々増加しているとともに、日常生活の中で多種多様な化学物質が使用されており、人体や生態系への影響が懸念されています。

このことから、不法投棄や生活騒音などについてのモラルの向上が課題となっているとともに、化学物質などの調査と適切な情報提供が求められています。

施策の展開

1. 環境汚染の防止と化学物質対策の推進

環境汚染の防止や化学物質対策を推進し、健康に暮らせる環境の保全に努めます。

主な取組 ・大気質・水質・騒音・振動などの調査を実施
・ダイオキシン類の調査と情報提供

2. 不法投棄対策の推進

不法投棄や近隣騒音、生活騒音についてのモラル向上の啓発に努めます。

主な取組 ・不法投棄監視カメラの設置、不法投棄監視員の委嘱
・近隣騒音や生活騒音についてモラル向上の啓発

3. 生活環境衛生の向上

ごみ集積所の環境整備に取り組み生活環境衛生の向上に努めます。

主な取組 ・ごみ集積所環境整備の促進

成果指標

| 施策の指標名 | 不法投棄件数 | | |
|--------|--------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 198 件 | 平成 31 年度目標値 | 150 件 |

計画的な都市空間の創造に努めます

現状と課題

本市では、街なかの歩行者や街なか居住者の減少による空き店舗の増加など、街なかの空洞化が進んでいます。また、市街地を中心とする幹線道路については、整備率が約26%と低い状況にあり、朝夕の通勤通学時における交通混雑や狭あい箇所などにより、市街地への誘導、機能的な都市活動に支障をきたしています。さらに、福島第一原子力発電所事故による避難指示区域は、震災後に立ち入りができなかったことなどから、人家や商店等の建物の維持管理ができず、荒廃が進んでいる状況にあります。

このことから、総合的かつ計画的な都市計画に基づき、道路の整備や街なかの再生を推進することが求められています。また、避難指示区域内については、平成28年4月の避難指示解除に向けて、住民が帰還できる住環境や生活関連サービスの整備を進めるとともに魅力的なまちづくりが求められています。

施策の展開

1. 総合的な都市計画の推進

都市計画マスタープランの策定により整備方針を確立することで、総合的な都市計画の推進を図ります。あわせて、計画的な都市計画道路の整備推進に努めます。

主な取組 ・都市計画マスタープランの策定による整備方針の確立
・計画的な都市計画道路の整備推進

2. コンパクトシティの推進

多様な都市機能を街なかに集積するとともに、街なか居住を促進し、魅力と賑わいあふれるコンパクトなまちづくりを進めます。

主な取組 ・市街地の再整備、街なか居住や街なかの活性化等の推進

3. 避難指示区域の住環境・生活関連サービスの整備

小高区の市街地の整備等、避難指示区域の住環境や生活関連サービスの整備に努めます。

主な取組 ・小高区市街地整備の推進

成果指標

| | | | |
|--------|---------------|-------------|-------|
| 施策の指標名 | 市計画道路(街路)の整備率 | | |
| 現 状 値 | 25.9% | 平成 31 年度目標値 | 27.0% |

再生可能エネルギーの活用を促進します

現状と課題

本市では、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故が、暮らしや産業を支えるエネルギーについて改めて考える契機となっています。また、原子力依存から脱却するために地域資源を生かしたエネルギーへ注目が集まっており、また、安心できる生活の実現へ向け、環境への負荷が少ない暮らしへの関心も高まっています。

今後は、エネルギー転換を目指し、太陽光、風力、バイオマス発電など、再生可能エネルギー基地を整備し、エネルギーを地産地消できる環境づくりが必要となっています。また、災害時に電源が確保できるよう再生可能エネルギーを用いた安全安心なまちづくりを推進するとともに、再生可能エネルギーを推進し、地域の暮らしや産業への利用、新たな産業や雇用に繋げることが必要となっています。さらに、長期避難に伴い、広大な面積が山林原野化する恐れがあることから、再生可能エネルギー事業等による未利用地の利活用により、地域の環境を保全することも課題となっています。

施策の展開

1. 再生可能エネルギー基地（発電所）の整備

沿岸部や未利用地において、再生可能エネルギー基地（発電所）の整備を図ります。

主な取組 ・ 沿岸部や未利用地における再生可能エネルギー基地の整備

2. 家庭や企業が積極的に設備を導入するための環境整備

住宅用の太陽光発電設備設置に対する補助や国県の補助制度を活用し、家庭や企業が積極的に設備を導入するための環境整備を図ります。

主な取組 ・ 住宅用太陽光発電設備設置に対する補助
・ 国県の補助制度の情報提供

3. 公共施設における再生可能エネルギーの導入

災害等非常時の拠点となる公共施設への再生可能エネルギー設備と蓄電池の導入を行います。

主な取組 ・ 災害等非常時の拠点となる公共施設への再生可能エネルギー設備と蓄電池の導入

4. 再生可能エネルギーの導入推進

ソーラーシェアリングやエネルギー資源作物等の取り組みの推進に努めます。

主な取組 ・ソーラーシェアリングやエネルギー資源作物等の取り組みの推進

5. 再生可能エネルギー推進に向けた意識啓発

環境学習の推進、講演会の開催など、再生可能エネルギー推進に向けた意識啓発に努めます。

主な取組 ・環境学習の推進
・講演会の開催

成果指標

| 施策の指標名 | 再生可能エネルギー導入比率 ³ | | |
|--------|----------------------------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 5.0% | 平成 31 年度目標値 | 50.0% |

³ 本市の年間電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の比率

省エネルギーを推進します

現状と課題

近年、異常気象が多発するなど地球温暖化が深刻化しているとともに、石油などの化石燃料の価格が上昇し、また、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を契機に電力供給が大きく減少するなど、エネルギーに関する様々な問題が懸念されています。

このことから、環境への負担を減らし、地球にやさしく接するまちを目指して省エネルギーの推進が求められています。地球温暖化対策としては、低炭素社会の実現に向け省エネ・節電等の推進によりエネルギーの適正利用を率先して実行することが課題となっており、また、「環境未来都市¹」として、市全体でエネルギーの効率的な利用や省エネルギーの取り組みを積極的に推進することが必要となっています。

施策の展開

1. 省エネルギーの普及啓発活動の推進

省エネルギーの普及啓発活動の推進に努めます。

主な取組 ・ H P や広報誌を活用しての普及啓発活動の推進
・ 家庭や企業に取り組みやすい形での情報提供

2. 見える化による省エネルギーの推進

H E M S² 機器設置に対する補助など、家庭内でのエネルギー使用状況の見える化による省エネルギーの推進を図ります。

主な取組 ・ H E M S 機器設置に対する補助

3. 公共施設における省エネルギーの推進

公共施設での L E D 照明への切り替え、E M S³ の導入等により省エネルギーの推進を図ります。

主な取組 ・ L E D 照明への切り替え、E M S の導入

成果指標

| 施策の指標名 | H E M S 導入補助件数（累計） | | |
|--------|--------------------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 0 件 | 平成 31 年度目標値 | 600 件 |

¹ 環境や高齢化など人類共通の課題に対応し、環境、社会、経済の三つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指し、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市・地域。平成 23 年度に 11 都市・地域を選定。

² 「家庭用エネルギー管理システム」の略称。家庭内のエネルギーの使用状況を「見える化」し、遠隔操作や自動制御などにより家庭におけるエネルギー管理を支援するシステム。

³ 「エネルギーマネジメントシステム」の略称。ICT（情報通信技術）を活用してエネルギー消費機器などをネットワークで接続し、最適な方法で複数の機器を自動制御し、効率的に省エネルギーを促進させるシステム。

4 - (3) -

安全で人にやさしい道づくりを推進します

現状と課題

本市では、これまで主要な幹線道路である国道、県道との連携を図りながら道路ネットワークの形成に努めてきましたが、東日本大震災により多くの道路や橋梁が被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所事故により、南北の交通や首都圏との広域的な交通網が寸断されました。

今後は、市内の幹線道路の見直しや狭隘道路の道路改良及び通学路等の歩道のバリアフリー化などの整備を計画的に進めていくことや防災集団移転や災害公営住宅のエリアなどとの道路ネットワークの構築が求められています。さらに、常磐自動車道の全線開通に伴い、高速交通体系と連携した新たなネットワークの確立も課題となっています。

また、高度経済成長期に集中的に建設された社会資本ストックが高齢化し、道路インフラの一部は損傷が顕著なことから、インフラの老朽化対策及び長寿命化対策が喫緊の課題となっています。

施策の展開

1. 快適で安全な道づくりの推進

計画的な道路網の整備を行い、快適で安全な道づくりの推進に努めます。

主な取組 ・ 計画的な道路網の整備促進

2. 人と環境にやさしい道づくりの推進

歩行者や自転車走行環境の整備を行い、人と環境にやさしい道づくりの推進に努めます。

主な取組 ・ 歩行者や自転車走行環境の整備

3. 国県道路の整備促進

国県道の整備促進のための要望活動を実施し、国・県道路の整備促進を図ります。

主な取組 ・ 国県道の整備促進のための要望活動の実施

4. インフラの長寿命化対策の推進

「インフラ長寿命化計画」の策定とインフラの適正な維持管理を実施し、インフラの長寿命化を図ります。

主な取組 ・「インフラ長寿命化計画」の策定
 ・インフラの適正な維持管理の実施

成果指標

| | | | |
|--------|-------|-------------|-------|
| 施策の指標名 | 道路改良率 | | |
| 現 状 値 | 53.6% | 平成 31 年度目標値 | 54.6% |
| 施策の指標名 | 道路舗装率 | | |
| 現 状 値 | 61.5% | 平成 31 年度目標値 | 62.5% |

4 - (3) -

安全で安心な水の供給に努めます

現状と課題

本市の上水道施設は、老朽化や耐震構造となっていない重要構造物である管理棟、配水池等を複数有しており、大規模地震等により施設が被災した場合に十分な飲料水を確保できなくなることが懸念されています。また、管路についても経年劣化による恒常的な漏水事故の発生に伴い、非効率な業務運営や有収率の低下などが危惧されています。

このため、早期に施設の耐震化を進めるとともに、管路の更新を推進することにより、効率的な業務運営や有収率の向上を図る必要があります。

また、小高区においては、上水道普及率が50.4%と低い状況にあり、未給水区域については、福島第一原子力発電所事故により井戸水に対する不安があることから、簡易水道の拡張整備や放射性物質の不安の払しょくを図りながら、安全で安心な水を供給していくことが求められています。

施策の展開

1. 安全・安心を支える供給設備の保全及び改善の推進

災害時においても水道水を供給できるよう、施設の耐震化を行うとともに、経年管の更新事業の推進と有収率の向上を図ります。

主な取組 ・ 施設の耐震化
・ 経年管の更新事業の推進

2. 上水道の未給水区域の解消

小高区未給水区域の簡易水道拡張事業を推進し、上水道未給水区域の解消に努めます。

主な取組 ・ 小高区未給水区域の簡易水道拡張事業の推進

3. 水道水に対する不安の解消

水道水放射線量測定の実施により、水道水に対する不安の解消に努めます。

主な取組 ・ 水道水放射線量測定の実施と情報提供

成果指標

| 施策の指標名 | 有収率 | | |
|--------|-------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 83.8% | 平成 31 年度目標値 | 86.0% |

4 - (3) -

下水道の整備を推進します

現状と課題

本市の公共下水道は、平成32年度完了を目指し整備を進めてきましたが、東日本大震災後、災害公営住宅や復興・復旧関連の事業所及び作業員宿舎の建設により、下水道への接続数が急激に増加し、処理場の処理能力を圧迫しているとともに、合併浄化槽についても、津波被災者や原発被災者の移転に伴い設置数が増加しており、下水道施設の整備推進が課題となっています。また、農業集落排水処理施設についても、個別移転、集団移転及び災害公営等の住宅の建設にともない、施設への接続の推進が求められています。

その他、原町第一下水処理場については、供用開始から40年が経過していることや管路の老朽化により汚水管に地下水等が流入するいわゆる不明水が増加するなど、老朽化した施設や設備の更新が課題となっています。

施策の展開

1. 下水道の整備推進

公共下水道や合併浄化槽、農業集落排水処理施設の処理能力拡張などを行い、下水道の整備推進に努めます。

主な取組 ・ 公共下水道（汚水及び雨水）の整備推進
・ 合併浄化槽の整備推進
・ 農業集落排水処理施設の処理能力拡張

2. 水洗化の推進

公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続を推進し、水洗化を図ります。

主な取組 ・ 公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続推進

3. 下水道施設の適正な維持管理

下水道施設の改築及び不明水対策の実施により、下水道施設の適正な維持管理に努めます。

主な取組 ・ 下水道施設の改築及び不明水対策の実施

成果指標

| 施策の指標名 | 汚水処理人口普及率 | | |
|--------|-----------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 80.8% | 平成 31 年度目標値 | 81.2% |

安定した公共交通の確保に努めます

現状と課題

本市では、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故により、ＪＲ常磐線の浜吉田駅～駒ヶ嶺駅間及び原ノ町駅～竜田駅間、南相馬 - 東京間を結ぶ高速バス、小高区 e-まちタクシーが運休となっています。現在は、本市と仙台市、福島市を結ぶ高速バス、既存路線バス、応急仮設住宅巡回バス及びジャンボタクシーの運行により、高齢者や避難者等の交通弱者の足の確保に努めています。

今後は、高齢者等の日常生活に必要な交通手段や避難者の交通手段の確保が求められるとともに、ＪＲ常磐線の再開や高速バスの運行を含めた、近隣都市や首都圏などとの広域的な交通ネットワークの構築が課題となっています。

施策の展開

1. 地域公共交通網の充実

市内公共交通の全体的な見直しを行い、地域公共交通網の充実に努めます。

主な取組

- ・市内公共交通の充実強化
- ・避難者の交通手段の確保

2. 広域交通網の充実

ＪＲ常磐線の早期再開へ向けた取り組みや首都圏等を結ぶ高速バスなどの確保により、広域交通網の充実に努めます。

主な取組

- ・ＪＲ常磐線の早期再開へ向けた取り組み
- ・首都圏等を結ぶ高速バスの確保

成果指標

| 施策の指標名 | 市民 1 人当たりの公共交通 ⁴ の年間利用回数 | | |
|--------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 現 状 値 | 0.66 回 / 人 | 平成 31 年度目標値 | 1.66 回 / 人 |

⁴ 路線バス及び新たに導入する公共交通

安心して居住できる環境を整備します

現状と課題

本市では、東日本大震災により約 2,000 世帯が住宅の被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所事故が加わり、現在も約 2 万人を超える市民が市内外において避難生活を強いられています。特に、子どもや若い世代の避難や転出が顕著であり、地域活力の低下が懸念されています。また、市内の空き家や空き地は復興需要により逼迫している状況にあり、市内での住宅の取得や建設が難しい状況にあります。さらに、市内には耐用年数を超えた老朽化が激しい市営住宅や耐震性が旧基準である木造住宅が現在数多く存在しています。

このことから、震災により住宅を失った市民が安心して居住できる住宅の確保や市内で住宅再建ができるよう宅地造成等の受け皿の整備が求められるとともに、地域を支える若い世代を確保するための住環境の整備などにより、移住・定住を促進していく必要があります。また、老朽化した市営住宅の建替えや改修を含めた市営住宅の適切な維持管理と供給が求められているとともに、地震に対応するための木造住宅に対する耐震診断の実施が必要となっています。

施策の展開

1. 災害公営住宅の整備・防災集団移転の推進

災害公営住宅の建設や防災集団移転を支援し、安心して居住できる環境の整備を行います。

- 主な取組
- ・ 災害公営住宅の整備
 - ・ 防災集団移転促進事業の推進
 - ・ 防災集団移転箇所を連絡する道路の整備

2. がけ地近接危険住宅移転並びに被災住宅再建支援

災害危険区域の住宅に対する再建支援並びに罹災住宅の再建支援の充実を図ります。

- 主な取組
- ・ 災害危険区域から個人移転する方への移転費用の一部助成
 - ・ 被災者の住宅再建に対する再建費用の借り入れに対する利息費用等の助成

3. 移住・定住の促進

個別移転や移住を希望する方に対する分譲宅地等の整備や空き家・空き地の情報発信を推進するなど、市内で住宅再建ができるよう支援策の充実に努めるとともに、若い世代を対象とした住環境の整備などにより、移住・定住を促進します。

- 主な取組
- ・ 宅地造成による分譲宅地の提供等
 - ・ 市内の空き家及び空き地に関する情報発信の推進
 - ・ 若い世代の定住に向けた住環境整備の推進

4. 市営住宅ストック計画及び長寿命化計画の推進と木造住宅の耐震化の推進

市営住宅ストック計画及び長寿命化計画に基づき、既存の市営住宅や定住促進住宅の適切な維持管理による長寿命化及び老朽化した市営住宅等の建替えを進めるとともに、木造住宅の耐震化を推進します。

- 主な取組
- ・ 既存市営住宅及び定住促進住宅の維持管理並びに建替え
 - ・ 耐震診断への補助制度の構築等

成果指標

| 施策の指標名 | 住宅再建した世帯数 | | |
|--------|-----------|-------------|----------|
| 現 状 値 | - | 平成 31 年度目標値 | 1,600 世帯 |

4 - (6) -

地域の連携による防犯体制の確保に努めます

現状と課題

本市では、警察・防犯団体等の活動や避難指示区域内で行っている地域見守り隊によるパトロール活動により、平成25年の南相馬警察署管内の刑法犯認知件数は349件となっており、前年に比べて115件減少しています。また、暴力追放南相馬市民会議により市民総ぐるみで暴力団を追放する活動を行うとともに、平成24年12月に南相馬市暴力団排除条例を制定し、市民生活や社会経済活動に多大な脅威を与える暴力団の排除を社会全体で推進しています。

今後も引き続き、関係機関と連携して防犯体制を強化していくとともに、暴力や犯罪の根絶に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

施策の展開

1. 防犯対策の充実

警察・防犯団体等との連携・強化や地域見守り隊によるパトロール活動の継続・強化によって、地域の安全確保に努めます。

主な取組

- ・地域見守り隊によるパトロール活動の継続・強化
- ・南相馬市復興事業等・地域安全連絡協議会活動
- ・防犯カメラ設置
- ・警察・防犯団体等との連携強化

2. 暴力追放の推進

暴力追放南相馬市民会議の活動を通じ、暴力団等の排除を社会全体で推進します。

主な取組

- ・暴力追放南相馬市民会議による暴力団等排除の推進

成果指標

| 施策の指標名 | 犯罪発生件数（刑法犯認知件数） | | |
|--------|-----------------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 349 件 | 平成 31 年度目標値 | 300 件 |

交通安全意識の高揚を図ります

現状と課題

本市では、交通教室の開催や市民総ぐるみの交通事故防止運動の取り組みを推進しており、南相馬警察管内の交通事故発生件数は過去5年間減少傾向にありますが、高齢者が被害者となる事故が多い状況にあります。また、復旧・復興事業等の進展により、震災前と比べて市内を走る大型の車両が増えるなど、交通環境が大きく変化しており、交通事故発生の危険性が高まることが危惧されています。

このことから、引き続き、警察署や交通安全関係団体等と連携して、交通事故防止に関する運動の取り組みを推進し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢社会の進展や交通量の増加等による交通環境の変化に応じた対策を講じていくことが課題となっています。

施策の方針

1. 交通安全対策の推進

交通安全協会等、交通安全関係団体等と連携し、各季の交通安全運動を展開し、交通ルールの遵守等の交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢社会の進展や交通量の増加など社会情勢の変化に応じた交通安全対策を推進します。

- 主な取組
- ・交通安全教室の開催や交通事故防止運動の取り組みの推進
 - ・スケアードストレイト（注釈）等効果的な交通教育の実施
 - ・交通安全施設の改善及び整備促進
 - ・交通安全関係団体との連携

成果指標

| 施策の指標名 | 交通事故発生件数 | | |
|--------|----------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 224 件 | 平成 31 年度目標値 | 180 件 |

スケアードストレイト:恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。

基本指針 5

自ら学び、自ら考え、
生きぬく力を育むまちづくり



「生きぬく力」の育成を促進します

現状と課題

本市では、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故による被害、避難生活等より児童生徒の学力や学ぶ意欲の低下が懸念されるため、きめ細かな指導、加配教員の配置や研修による教師の指導力の向上などに努めているところです。現在、全ての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、心のケアにあたるとともに、道德教育の充実や体験活動等の推進により豊かな心の育成に努めています。

今後は、確かな学力の育成、郷土を愛し、震災に負けなたくましい精神力を培う道德教育の推進、スクールカウンセラーの継続配置、不登校やいじめの未然防止に努めることが重要となっており、学校、家庭、地域の三者が連携し、教育の充実を図っていく必要があります。

また、放射線による屋外活動への不安から、運動機会の減少による体力低下が懸念され、体力と運動能力の向上が課題になっているとともに、肥満傾向を示す児童の割合が全国平均を上回っており、運動の習慣化等継続的指導が求められています。

さらに震災後は、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化していることから、これらに柔軟に対応できる「知」「徳」「体」のバランスのとれた児童生徒の育成をさらに進めることが課題となっています。

施策の展開

1. 確かな学力を育む教育の推進

指導内容の重点化や指導者への研修の充実、学習支援員、介助員、震災加配教員等の適正配置などにより、確かな学力を育む教育を推進します。

主な取組

- ・個に応じたきめ細かな指導と指導内容の重点化
- ・教師の指導力向上を図る研修の充実
- ・学習支援員、介助員、震災加配教員等の適正配置

2. 豊かな心を育む教育の推進

道德教育、情操教育の充実や相談体制の充実とスクールカウンセラーの継続的配置など、豊かな心を育む教育を推進します。

主な取組

- ・郷土愛、生命尊重、強い意志等に重点をおいた道德教育の充実
- ・読書活動などを通じた情操教育の充実
- ・相談体制の充実とスクールカウンセラーの継続的配置

3. 健やかな体を育む教育の推進

体力と運動能力の向上や食育の充実を図り、健やかな体を育む教育を推進します。

主な取組

- ・体力と運動能力の向上
- ・全教育活動を通じた食育の充実

4. 学校と家庭や地域が連携した教育の推進

学校と家庭や地域が連携した教育の推進に努めます。

主な取組

- ・地域の人材や資源を活かした子どもと大人の交流の促進
- ・家庭教育に関する学習機会の提供
- ・家庭教育に関する情報の提供
- ・体験型学習機会の提供と学習活動の支援
- ・学校ウェブサイト等を活用した開かれた学校づくり

成果指標

| | | | |
|--------|----------------|-------------|-------------|
| 施策の指標名 | 全国学力調査 | | |
| 現 状 値 | 全国平均と同程度 | 平成 31 年度目標値 | 全国平均を上回る |
| 施策の指標名 | 千人あたりの不登校生徒数 | | |
| 現 状 値 | 13/1000 人 | 平成 31 年度目標値 | 10/1000 人以下 |
| 施策の指標名 | 新体力テスト | | |
| 現 状 値 | 柔軟性・持久力が平均を下回る | 平成 31 年度目標値 | 全国平均を上回る |

特色ある教育、魅力ある学校づくりを充実します

現状と課題

本市では、これまで確かな学力の育成や道徳教育・生徒指導の充実、体育と健康に関する指導の充実、特別支援教育の推進、開かれた学校づくりの推進などに取り組んできました。平成24年度からは、学校図書館に支援員を派遣し、学校図書館の整備や児童生徒の読書活動の推進を図っています。

今後、南相馬市の人づくりを進める上で、「世界に通用する人材育成」のために、教職員の資質向上はもとより、様々な関係機関と連携を図った中で、多様な教育施策の推進が求められており、特色と魅力あふれる教育環境づくりや、ICT時代に対応した教育活動をはじめ、教育システム、教育カリキュラムの再構築の検討を進めることも課題となっています。

施策の展開

1. 特色ある学校づくりの推進

特色ある教育施策の研究や各学校の教育活動に関する支援など、特色ある学校づくりを推進します。

主な取組

- ・特色ある教育施策研究の推進
- ・特色ある学校づくりへの支援
- ・小中学校教育の連携推進

2. 特色と魅力ある教育の推進

民間や大学と連携を図った中で学力向上やキャリア教育、子どもの健康を守る放射線教育の充実、国際化に対応した教育等、特色と魅力ある教育活動を推進します。

主な取組

- ・民間・大学等と連携した学力強化や学習活動の充実
- ・子どもの健康を守るための放射線教育の充実
- ・国際化に対応した英語教育の推進
- ・スポーツ及び芸術分野等への特別講師の派遣

3. ICT整備事業の推進

デジタル黒板、タブレット、パソコンの授業における効果的な活用など、ICT整備事業を推進します。

主な取組

- ・デジタル黒板、タブレット、パソコン等の情報機器による効果的な活用
- ・情報教育サポート体制の構築

4. 学校図書館の充実

学校図書館における自由な読書活動の推進や主体的な学習活動を支援します。

主な取組 ・学校図書館資料の整備
 ・学校図書館利用促進のための体制づくり

5. 教育委員会制度改革に対応した教育施策の推進

教育委員会制度の改革に対応した、教育施策を推進します。

主な取組 ・新教育委員会制度に対応した首長部局との連携による教育行政の推進
 ・総合教育会議の設置、大綱の策定

成果指標

| 施策の指標名 | 子どもたちの南相馬市内小中学校への帰還率 | | |
|--------|----------------------|-----------|-----|
| 現 状 値 | 64% | 平成31年度目標値 | 75% |

安全・安心な教育環境を創ります

現状と課題

本市では、老朽化も進行している学校施設があったことから、震災前、震災後において、計画的に学校校舎や体育館の耐震改修工事を行ってきました。

また、小高区内小中学校については、震災後、鹿島区内に仮設校舎、仮設体育館を設置し、快適な学校生活が送れるように施設環境の充実に努めています。

今後も引き続き、耐震改修や経年劣化による修繕や大雨時の雨水対策等、防災関係の施設整備を行い、安全・安心な教育環境の確保が必要です。また、学校の安全・安心な環境づくりを進める上で、地域一体となった防犯体制の構築が課題となっています。

施策の展開

1. 学校施設の環境整備

学校施設の耐震改修、大規模改修、災害時の雨水排水対策、校庭の表土改善など、学校施設の整備を進めます。

主な取組 ・学校施設の耐震改修及び大規模改修
・雨水排水対策、校庭の表土改善

2. 緊急時対応マニュアルに基づく避難訓練

定期的に緊急時の対応マニュアルに基づく避難訓練を実施します。

主な取組 ・緊急時対応マニュアルに基づく避難訓練の実施

3. 地域の支援体制の充実

不審者等の未然侵入防止等のための関係機関による支援体制の確立と学校安全ボランティア等、地域と一体となった安全・安心の環境づくりを推進します。

主な取組 ・学校安全ボランティア等、地域と一体となった安全・安心の環境づくりの推進
・犯罪防止のための関係機関による支援体制の確立

4. 小高区学校の再開

小高区の自校再開に向けての施設の点検、清掃及び施設改修を進めます。

主な取組 ・ 小高区の自校再開に向けての施設の点検、清掃及び施設改修

成果指標

| 施策の指標名 | 耐震化率 | | |
|--------|-------|-------------|--------|
| 現 状 値 | 83.5% | 平成 31 年度目標値 | 100.0% |

だれもが学習できる環境の充実を図ります

現状と課題

本市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、地域の人口が減少し、各種団体等の組織力が低下するなど、地域の環境が変化しています。各生涯学習センター等では各種講座や地域教育活動の実施など、市民の生きがいづくりや学習ニーズに対応しており、平成21年12月には中央図書館及び市民交流情報センターが開館したことによって、読書環境や生涯学習の拠点が整備されました。

今後、生涯学習センターについては、市民の高度化・多様化する学習ニーズへの対応や地域の課題解決に向けた学習機会の充実を図る必要があります。また、図書館については、高齢者をはじめ多くの市民が図書館の資料を容易に活用できる環境の整備が求められています。

施策の展開

1. 生涯学習環境の充実

生涯各期に応じた学習プログラムの充実を図るとともに、仮設住宅居住者への学習機会の提供や学習活動の支援を行い、生涯学習環境の充実に努めるとともに、生涯学習施設の耐震診断や設備の更新等を行うなど、生涯学習施設の機能充実にも努めます。

- 主な取組
- ・生涯各期に応じた学習プログラムの充実
 - ・仮設住宅居住者への学習機会の提供と学習活動の支援
 - ・生涯学習施設の耐震診断・機能充実

2. 読書環境の充実

自主的・主体的な生涯学習支援の充実のため、子どもの読書活動の推進や郷土資料をはじめとする特色ある資料の収集と提供、高齢者や障がい者等への読書活動の支援に努めます。

- 主な取組
- ・子どもの読書活動の推進
 - ・郷土資料をはじめとする特色ある資料の収集と提供
 - ・高齢者や障がい者等への読書活動の支援

成果指標

| | | | |
|--------|---------------------------|-------------|--------------------|
| 施策の指標名 | 生涯学習関連事業（講座・教室・学級）への延参加者数 | | |
| 現 状 値 | H25 事業参加者の総計 | 平成 31 年度目標値 | 現状値(H25)の 1.3 倍 |

だれもがスポーツを楽しめる環境の充実を図ります

現状と課題

本市は、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故による東日本大震災等の影響により、多くのスポーツ施設が被害を受けるとともに、体育協会やレクリエーション協会の加盟団体の会員減少、スポーツ少年団の団員や指導者の減少及び組織力の低下がみられ、各種スポーツ大会の開催が減少しております。

このことから、被害を受けたスポーツ施設の復旧や計画的なスポーツ施設の整備を行うとともに、生涯スポーツの充実や競技力の向上を図るため、各種スポーツ大会の開催、各種団体の組織強化、指導者の育成に取り組むことが求められています。

施策の展開

1. 生涯スポーツの充実

各種スポーツ大会開催への支援などにより、生涯スポーツの充実に努めます。

主な取組 ・ 各種スポーツ大会開催への支援や総合型スポーツクラブの育成
・ スポーツ・レクリエーション活動への支援

2. 競技力の向上

競技力の向上のために、団体や競技、大会などへの支援や指導者の育成を図ります。

主な取組 ・ スポーツ団体への支援
・ 選手の競技力向上の支援
・ 競技者の大会出場への支援
・ 指導者の育成

3. スポーツ施設の整備

市の規模やバランス、施設の役割など、多角的な視点に立ったスポーツ施設の整備を推進します。

主な取組 ・ 計画的なスポーツ施設の整備
・ 市民ニーズに対応した施設整備

成果指標

| | | | |
|--------|------------|-------------|-------|
| 施策の指標名 | スポーツ環境の満足度 | | |
| 現 状 値 | 40.0% | 平成 31 年度目標値 | 80.0% |

芸術文化にふれる機会の充実を図ります

現状と課題

本市では、市民の自主的な芸術文化活動を支援するため、成果発表に対する機会の提供と助成を行なってきました。また、市民が優れた芸術文化に親しむ機会を提供するため、市民文化会館を活用した芸術鑑賞事業や、次世代の子どもたちに対する育成事業として、体験事業や出前講座を実施しています。

芸術文化団体においては、高齢化により団体数や会員数が減少傾向にあるため、活動を継続していくための支援が求められています。また、より多くの市民が身近に芸術文化にふれる機会が求められており、その環境整備も課題となっています。

施策の展開

1. 芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境整備

地域の文化振興の助成や芸術文化活動の情報提供、芸術文化活動団体に対する相談体制の充実を行うことにより、芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境を整備します。

- 主な取組
- ・地域の文化振興のための助成の充実
 - ・地域の芸術文化活動の情報提供
 - ・芸術文化活動団体に対する相談体制の充実

2. 身近に芸術文化にふれることのできる環境整備

文化団体や市主催の鑑賞事業、体験事業、出前講座の充実や、市民、団体、企業等複数の活動主体が協力して、芸術文化活動を推進することにより、身近に芸術文化にふれることのできる環境を整備します。

- 主な取組
- ・文化団体や市主催の鑑賞事業、体験事業、出前講座の充実
 - ・市民、団体、企業等の複数の活動主体が協力して芸術文化活動を実施する体制の整備

成果指標

| 施策の指標名 | 成果発表団体の数 | | |
|--------|----------|-------------|--------|
| 現 状 値 | 140 団体 | 平成 31 年度目標値 | 160 団体 |

文化財の保護・保存と活用を進めます

現状と課題

本市の指定文化財は、11件が国指定となっていますが、うち8件が史跡であり、全国的にみても突出して件数が多く、またその時代、種類は多様です。しかし東日本大震災により、国史跡「観音堂石仏」など多くの文化財が被災するとともに、史跡等の保存管理が困難な事例が生じています。また、震災前に進めてきた浦尻貝塚史跡公園整備事業、泉官衙遺跡史跡整備事業は、現在休止しているほか、鹿島歴史民俗資料館の解体などにより、適切な収蔵場所が確保できず、資料の保存が危惧されています。

その一方で、国登録有形文化財「朝日座」などを通じ、文化財の保護と活用を図る市民活動も展開し始めており、市の文化的魅力を発信し、交流人口の拡大を図るため、市民とともに地域を象徴する特色ある文化財を保存活用し、地域文化の向上に努める必要があります。

施策の展開

1. 文化財の整備推進

被災した指定文化財の復旧、修理事業の推進を図るとともに、実情に応じた史跡等保存管理方針・計画を策定するとともに、地域住民の意見を反映させながら、史跡等の保存整備事業を推進します。

- 主な取組
- ・指定文化財の復旧、修理事業の推進
 - ・史跡等保存管理方針・計画の策定
 - ・市民協働による浦尻貝塚、泉官衙遺跡の整備推進
 - ・自然・歴史資料の保管体制の構築、収蔵施設の確保

2. 文化財の活用推進

交流人口の拡大を図るため、文化財パンフレット作成、文化財標柱、案内板の設置を推進するとともに、「朝日座」等の文化財活用団体の活動を支援します。

- 主な取組
- ・文化財パンフレット作成、文化財標柱・案内板の設置推進
 - ・文化財の公開
 - ・「朝日座」等の文化財活用団体の活動支援

成果指標

| | | | |
|--------|--------------------|-------------|-----|
| 施策の指標名 | 保存管理計画・方針を策定した文化財数 | | |
| 現 状 値 | 0 件 | 平成 31 年度目標値 | 5 件 |

5 - (3) -

ふるさと教育を充実させます

現状と課題

本市では、これまで小中学校における郷土学習の推進や報徳精神を共有できる環境づくりを進めてきましたが、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故は、改めて、地域の魅力や郷土愛を見つめ直す契機になりました。

このことから、更なるふるさと教育環境の充実を図り、子供たちとともに多くの市民が郷土のすばらしさを実感でき、ふるさとに誇りが持てるような郷土愛の醸成を図ることが課題になっています。

施策の展開

1. ふるさと教育の推進

郷土学習の調査研究を推進し、郷土学習の充実に努めます。

- 主な取組
- ・小中学校における郷土学習の推進
 - ・報徳精神を共有できる環境づくりと学習機会の提供
 - ・郷土の調査研究と収集資料の保存・公開の充実
 - ・市史編さん事業の推進

成果指標

| 施策の指標名 | ふるさと教育の参加者数 | | |
|--------|-------------|-------|---------|
| 現 状 値 | 7,880 人 | 現 状 値 | 7,880 人 |

伝統文化の継承支援を図ります

現状と課題

本市では、少子化等社会構造の変化に伴い、地域文化への関心が薄れつつあり、伝統文化の担い手が減少する傾向にあります。さらに、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、これまでの地域コミュニティの維持が困難となっている地区が多くあり、伝統文化の継承が危機的な状況になっています。特に全国にも知名度が高い「相馬野馬追」は本地域を代表する文化財ですが、野馬懸に携わる小人の伝承等が困難な状況になっています。

一方で、民俗芸能の伝承・披露を行うことにより、地域のつながりを再構築する動きがみられており、地域の民俗芸能等の公開、活動支援などの伝統文化を継承していく仕組みづくりが求められています。

施策の展開

1. 民俗芸能の伝承支援

民俗芸能発表会の開催等民俗芸能の公開を推進するとともに、民俗芸能等伝承活動への助言や担い手育成などの支援に努めます。

主な取組 ・ 民俗芸能発表会の開催、民俗芸能の公開
・ 民俗芸能等伝承活動への支援、助言及び担い手育成などの支援

2. 相馬野馬追の継承支援

相馬野馬追保存会を通じて、相馬野馬追の継承支援に努めます。

主な取組 ・ 相馬野馬追の継承支援

成果指標

| 施策の指標名 | 民俗芸能大会への出場申し込み数 | | |
|--------|-----------------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 7 団体 | 平成 31 年度目標値 | 10 団体 |

基本指針 6

市民の力を生かした
持続可能なまちづくり

パブリックコメント公表資料



基本指針 6 市民の力を生かした持続可能なまちづくり

6 - (1) -

地域活動の環境づくりと人材育成に努めます

現状と課題

本市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う避難により、従前のコミュニティの維持が困難になっているとともに集会施設も大きな被害を受けました。また、災害公営住宅の建設や防災集団移転により地域の状況そのものが変化し、避難による若者世代の減少も顕著になっています。

これらのことから、地域の状況に応じた集会施設の確保を進めるとともに、地域に根ざして活動する人材の育成も課題となっています。

施策の展開

1. 地域主体のまちづくりの推進

地域が主体となった活動を促進するため、地域の連携強化や活動への支援を行います。

主な取組 ・ 地域の絆づくり活動への支援
・ 隣組加入の促進

2. 集会施設確保への支援

集会施設など地域活動拠点施設の確保や地域活動への支援を行います。

主な取組 ・ 「集会施設整備事業補助金」による拠点施設確保の支援

3. 地域で活躍する人材の育成

地域に根ざして活躍する人材の育成を図ります。

主な取組 ・ 未来を担う若者世代を対象とした講習の実施
・ まちづくり、ひとづくり活動への支援
・ 生涯各期に応じた学習プログラムの充実

成果指標

| 施策の指標名 | 隣組加入率 | | |
|--------|-------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 8 6 % | 平成 31 年度目標値 | 9 0 % |

6 - (2) -

市民との情報の共有を推進します

現状と課題

本市では、広報紙を毎月2回全戸に配布するとともに、ホームページ開設による市民への情報発信を行い、また、市民の意見を市政に反映させるため、パブリックコメント手続やふれあい懇談会の開催、市長への手紙の活用を図っています。

一方で、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により市外で生活している方々へは、広報紙の郵送や避難先での懇談会により情報発信及び市民意見の集約を図っていますが、市民の居住地が広範囲であるため、より多くの意見集約を行うための手段の検討と幅広い情報提供が必要になっています。

施策の展開

1. 広聴活動の推進

広聴事業のPRや、新たなメディアを活用した広聴の実施、市民意見の共有と分析の強化などによる広聴活動の推進

- 主な取組
- ・広聴事業のPR
 - ・パブリックコメント手続の活用
 - ・新たなメディアを活用した広聴の実施
 - ・市民意見の職員間共有と分析の強化

2. 広報活動の推進

広報紙の内容の充実やホームページや南相馬チャンネルの充実などによる広報活動の推進

- 主な取組
- ・広報紙の内容の充実
 - ・ホームページや南相馬チャンネルの充実

成果指標

| 施策の指標名 | 市民の声が市政に反映されていると思う人の割合 | | |
|--------|------------------------|-----------|----------------|
| 現 状 値 | 8月にアンケートを実施し把握 | 平成31年度目標値 | 8月のアンケート結果から設定 |

市民活動の活性化と協働事業の推進を図ります

現状と課題

本市では、これまで市民参加と協働の推進を図り、パブリックコメント手続きや審議会などの委員公募の拡大などに取り組んできました。東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降は、多様化する市民ニーズに応えるため市民団体の設立や活動が活発化しています。

今後は、多様化する市民の意見を市政に反映していくため、施策の立案から事業実施までの各段階において市民参加と協働を推進していく必要があります。市民の積極的な参加と協働をより推進していくためには、活発化する市民公益活動の支援や連携の強化を図ることが課題となっています。

施策の展開

1. 主要な条例や計画などの策定段階への市民参加の推進

審議会などの公募委員の推進やパブリックコメント手続きを活用し、条例や計画などの策定段階への市民参加を推進し、協働で取り組みます。

主な取組 ・ 審議会などの公募委員の推進
・ パブリックコメント手続きの活用

2. 協働事業の推進

協働事業の市民への啓発、市民活動団体へのアウトソーシングを推進し、協働事業の推進を図ります。

主な取組 ・ 協働事業の市民への啓発
・ 市民活動団体へのアウトソーシングを推進

3. 市民活動団体の育成と連携強化

市民活動サポートセンターへの支援など、市民公益活動の支援や連携を強化します。

主な取組 ・ 市民活動団体への支援
・ 中間支援組織である市民活動サポートセンターへの支援

成果指標

| | | | |
|--------|-------------------|-------------|--------|
| 施策の指標名 | 市民活動サポートセンター登録団体数 | | |
| 現 状 値 | 5 6 団体 | 平成 31 年度目標値 | 8 4 団体 |

男女共同参画社会を推進します

現状と課題

本市では、国県の動きに合わせ、男女共同参画社会の実現を図るため、各種施策の推進に努めていますが、人々の意識や社会の慣習の中には、男女の役割を固定的に捉える考え方が根強く残っており、女性の各種委員会・審議会や職場・地域における参画状況はまだ十分とは言えない状況にあります。

さらに、少子高齢化の進行や家族形態及び震災後の生活環境の変化などへの対応が求められていることから、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要となっております。

女性と男性が互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくため、あらゆる分野へ女性が参画していくための施策や制度を充実させるとともに、様々な機会や活動を通し男女平等の意識を高めていくことが課題となっております。

施策の展開

1. 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進

政策・方針決定過程等への女性の参画を増やすために、男女共同参画計画の中で位置付け、審議会等女性委員の登用を働きかけます。

主な取組 ・ 公的分野における女性委員の登用推進
・ 男女共同参画の広報、啓発活動の推進

2. 復興・防災における男女共同参画の推進

復興の担い手としての女性の活躍と災害時に男女双方の視点から配慮がなされるよう、施策・方針決定過程への女性の参画拡大を目指します。

主な取組 ・ 復興・防災に関する施策・意思決定過程への女性の参画促進

3. 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

男女共同参画の推進のために、家庭や職場などで広く市民の理解・協力が得られるよう、広報・啓発に努め、男女がともに家庭と仕事を両立できる環境づくりを目指します。

主な取組 ・ 子育て支援等の充実
・ 広報やセミナーなどの開催

成果指標

| 施策の指標名 | 審議会等女性委員の割合 | | |
|--------|-------------|-------------|-------|
| 現 状 値 | 24.8% | 平成 31 年度目標値 | 30.0% |

6 - (3) -

柔軟な組織運営に努めます

現状と課題

本市では、地域の自主性・自立性の確立に向けた地方分権改革が進展し、これまで以上に主体性を持った行政需要への対応や、事業の選択と集中による取り組みなど、より一層の自立した行政運営の推進が求められています。

復興総合計画を着実に推進するためには、迅速な意思決定や業務遂行を確実にできる組織の構築が課題になっています。また、新しい時代に対応するための人材育成や、自治体を運営する適正な職員配置、職員の意欲を向上させるための人事評価制度など組織全体の総合力が発揮される体制が課題になっています。

施策の展開

1. 迅速な意思決定や業務遂行を確実にできる組織機構の構築

迅速な意思決定や業務遂行を確実にできる組織機構をします。

主な取組 ・変化に対応した適時的確な組織機構の見直し

2. 職員定数の適正化

定員適正化計画を見直し、組織全体の総合力が発揮される体制の強化を図ります。

主な取組 ・定員適正化計画の見直し

3. 適切な人材育成

人材育成基本計画を策定するなど、新しい時代に対応するための人材育成を行います。また、人材評価制度による職員能力開発と職務意欲の向上を図ります。

主な取組 ・人材育成基本計画の策定
・人事評価の実施

成果指標

| 施策の指標名 | 適正な職員数 | | |
|--------|--------|-------------|----------------------------|
| 現 状 値 | 536 人 | 平成 31 年度目標値 | 定員適正化計画の達成 (平成 27 年度策定) |

6 - (3) -

計画的な財政運営に努めます

現状と課題

本市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降、本市の予算規模・内容とも従来の枠組みが大きく変化しています。平成 28 年度からは、合併前の市町ごとに算出した普通交付税額等が交付される特例措置（合併算定替）が段階的に縮減し、平成 32 年度で終了する予定です。復興・再生に向けては中長期的な取り組みが不可欠であり、今後の財源確保は予断を許さない状況となっています。

さらに、将来人口の減少に伴う市税収入の減少や普通交付税等の合併算定替の終了などにより、厳しい財政状況になることが想定されますが、真に必要な事業については財源を確保し、適時適切に実施していく必要があります。そのためには、国・県からの復興財源を確保するとともに、将来にわたって財政健全性を維持していく必要があります。

施策の展開

1. 計画的な財政運営

中期的な財政フレームや長期的な視点を踏まえた財政運営を行うため、中長期財政計画を策定し、進行管理を行います。

主な取組 ・ 中長期財政計画の策定と進行管理

2. 分かりやすい財政状況の公表

分かりやすい財政状況の公表を実現するために、定期的に財政状況の公表を行います。

主な取組 ・ 定期的な財政状況の公表

成果指標

| 施策の指標名 | 財政指標（実質収支、実質公債費比率） | | |
|--------|-----------------------|-------------|--------------------|
| 現 状 値 | 実質収支比率 11.5%(H25) | 平成 31 年度目標値 | 実質収支比率 3～5% |
| | 実質公債費比率 14.1%(H25) | | 実質公債費比率 18.0%未満 |

効率的・効果的な行政経営に努めます

現状と課題

本市では、これまで「南相馬市総合計画」や「南相馬市行政改革大綱」により、計画的なまちづくりと効率的・効果的な行政運営を目指してきましたが、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による甚大な被害を受け、「南相馬市復興計画」に基づき復旧・復興事業を最優先に取り組んできました。また、公共施設を取り巻く現状や課題を『見える化』し、市民と情報や課題を共有していくため公共施設に係る実態調査を行い、将来の公共施設の適正な配置を推進するための取り組みを実施しています。

今後は、震災等により市を取り巻く環境が大きく変化する中、必要とされる施策量の増大や被災等により多様化する市民ニーズへの対応等が必要となっています。さらに、厳しい財政状況下においても目指すべき将来像の実現へ向け、限られた行政資源を活用しながら、より効率的かつ効果的な行政運営のもと持続可能な行政サービスの提供を行うことが求められています。

施策の展開

1. 行政経営システムの確立

基本構想に掲げる都市将来像や基本計画に掲げる成果指標の目標実現を図るための行政経営システムを確立します。

主な取組 ・ 事務事業評価制度の推進、P D C Aサイクルの徹底

2. 行財政改革の推進

行政資源を柔軟かつ効率的・効果的に活用するため、行財政改革を推進します。

主な取組 ・ 限られた資源に対応した効率的な事務事業の構築
 ・ 職員定数の適正化
 ・ 計画的な財政運営
 ・ 公共施設の効率的な配置

3. 指定管理者制度導入の推進

「南相馬市指定管理者導入計画」に基づき、公の施設における制度導入を推進します。

主な取組 ・ 指定管理者制度の効果的な活用、指定管理者への適正な指導

成果指標

| 施策の指標名 | 基本計画に掲げた成果指標の達成率 | | |
|--------|------------------|-------------|--------|
| 現 状 値 | - | 平成 31 年度目標値 | 100.0% |

6 - (3) -

インターネットを活用し利便性を向上します

現状と課題

本市では、南相馬市情報化基盤整備計画に基づき、インターネット接続環境の整備や、情報システムの新規導入・更新、庁内情報化人材育成等、行政事務の情報化を推進してきました。

インターネット環境整備に伴い、今後は、利用促進面での環境整備、高齢者に対する支援等が課題になっています。また、行政事務の情報化推進に伴い、保有する情報の量、取扱者数が増大しており、これまで以上のセキュリティ対策が必要になっています。

施策の展開

1. 超高速インターネットの利用促進

超高速インターネットの利用を促進します。

主な取組 ・ 超高速インターネットのPR

2. 利便性の高い行政サービス

インターネット環境を活用し市民の手続き等における負担軽減を図るために、利便性の高い行政サービスを行います。

主な取組 ・ 電子申請の推進等による市民の負担軽減
・ 公共施設へのWiFi導入検討と推進

3. 安全で信頼性の高い情報システムの運用と最適化、情報化における人材育成

情報システムの最適化や安全で信頼性の高い情報システムの運用に努め、情報化における人材を育成します。

主な取組 ・ セキュリティ対策の強化
・ 情報化に係る研修等による人材育成

成果指標

| 施策の指標名 | 情報システムの最適化数 | | |
|--------|-------------|-------------|------|
| 現 状 値 | 0 件 | 平成 31 年度目標値 | 40 件 |

自主財源の確保を図ります

現状と課題

本市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以前は、自主財源が歳入総額の4割強を占めていましたが、震災以降、国・県支出金や地方交付税などの依存財源による財政運営が続いています。

行政の自主性や安定性確保のためには、自主財源の確保を図るとともに、負担の公平性の観点から、コストに見合った適正な受益者負担を求める必要があります。また、復旧・復興事業の財源としての基金繰入金、繰越金が大幅に増えているため、震災以降、自主財源の額は大きく増えておりますが、純粋な自主財源は減少しており、将来人口の減少に伴い自主財源の太宗を占める市税収入の確保が課題となっています。

施策の展開

1. 収納率の向上

収納率の向上を図るため、納付環境の改善や納税意識の向上に取り組みます。

主な取組 ・ 納付環境の改善の推進
・ 納税意識の向上対策

2. 適正な使用料・手数料の設定

定期的コスト試算による使用料・手数料の見直しを行います。

主な取組 ・ 定期的なコスト試算による見直し

3. 公有財産の有効活用と適正管理

公有財産の有効活用と遊休地の処分を積極的に行います。

主な取組 ・ 公有財産の有効活用、遊休地の処分

成果指標

| 施策の指標名 | 税収納率（現年分） | | |
|--------|---------------------------|-------------|---------------------------|
| 現 状 値 | 一般市税 98.24% 国保税 91.73% | 平成 31 年度目標値 | 一般市税 98.90% 国保税 93.20% |